

2001年7月

# クラブアッセンブリー

(職業分類表)



SAA.  
8/2 朝暁子. 19200へ  
1924へ

会長 竹 下 威

幹事 須 田 正 己

鹿児島西ロータリークラブ

TEL 223-5902

FAX 223-7507

# ロータリーの綱領

## Object of Rotary

### 綱 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹、育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するためにその業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

### Object

The object of Rotary is to encourage and foster the ideal of service as a basis of worthy enterprise and, in particular, to encourage and foster ;

First. The development of acquaintance as an opportunity for service ;

Second. High ethical standards in business and professions ; the recognition of the worthiness of all useful occupations ; and the dignifying of each Rotarian's occupation as opportunity to serve society ;

Third. The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business and community life ;

Fourth. The advancement of international understanding, goodwill, and peace through a world fellowship of business and professional persons united in the ideal of service.

# 目 次

ロータリーの綱領

R.I.会長の横顔	2
R.I.第 2730 地区ガバナーの横顔	4
会長挨拶	6
幹事挨拶	7
年間行事予定表	8
理事役員及び委員会名簿	10
クラブ概況報告	11
委員会報告	16
鹿児島西ロータリークラブ定款	26
"        細則	38
"        慶弔規定	47
"        奨学金制度要綱	48
2000～2001 年度収支決算書	49
財産目録	52
2001～2002 年度収支予算書	54
職業分類表	57
会員名簿	67

## Rotary International



アメリカ合衆国カリフォルニア州フレモント  
リチャードD. キング氏

- 2000 - 2001 年度 国際ロータリー会長エレクト
- 1996 - 2000 年度 ロータリー財団管理委員会委員
- 1989 - 1991 年度 国際ロータリー理事
- 1990 - 1991 年度 国際ロータリー執行委員会委員長

リチャードD. キング氏は、法律事務所King, King, and Kingのシニア・パートナーです。イリノイ州リッチフィールド出身の氏は、カリフォルニア大学バークレー校で学士と法学の学位を取得し、同大学のカリフォルニア・クラブおよびOrder of the Golden Bearの会員でもあります。氏はまたユタ州ブリガム・ヤング大学にて法学を教えた経験を有しています。カリフォルニア大学においては、際だって優れた軍隊卒業生で、米国 Military Intelligence の大尉を務めました。

キング氏はAmerican Association of Trial Lawyers (アメリカ合衆国公判弁護士協会) の会員であり、カリフォルニア、ユタの両州において弁護士として開業する資格を備えている他、アメリカ合衆国最高裁判所にて法廷に立つ資格を有しています。氏はまた、エデン病院財団、Woodminster Summer Musicals (ウッドミンスター夏期ミュージカル) およびオークランド・バレーの理事も兼ねています。管理委員を務めているCity of Hope (希望の市) では、「Spirit of Life」賞に輝きました。キング氏は、Commonwealth Clubおよび俳優組合に属し、モルモン教会の長老および祭司でもあり、アメリカ・ボーイスカウト団においては精力的に募金活動を行っています。DeMolay会からChevalier級とLegion of Honorを受領しています。

1968年以来ロータリアンであるキング氏は、米国カリフォルニア州ナイルズ(フレモント)・ロータリー・クラブの会員です。氏は、ロータリー財団の管理委員会委員、国際ロータリー理事会執行委員会委員長、クラブ会長、地区ガバナー、国際協議会討論リーダー、公式RI会長代理を歴任しました。キング氏は、財団の国際人道的プログラムと教育プログラムへの貢献が認められ、ロータリー財団功労賞および特別功労賞を受賞しました。またポリオの撲滅という目標のための優れた奉仕により、ポリオ・プラス・パイオニア賞を授与されています。

2000年7月

## 2001～02年度 RI テーマ

共に奉仕する同僚の皆さん：

合衆国第二代の大統領ジョン・アダムスが曾てこう言いました：「この世で本当に重要なのは二種類の人でしかない——それは誓約する人と誓約を果たす人である！」と。ロータリアンの人生は真実重要な人生です。それは誓約し、そして誓約を果たす人生ですから……人類が私たちの仕事です。

2001～02年度、このテーマを掲げて、私はロータリアンの皆さんに、二つの誓約をし——且つそれらを果たす——ようにお願いします。その第一は、生きとし生ける者に対する誓約として、貧困、疾病、無知、天災で生活を脅かされている人々に同情を寄せ、実際に役立つ援助の手を差し伸べることです。人類を苦しめている諸問題に対して、実行可能な解決策を提供するのが私たちの仕事であります。不可抗力の力によって、その存在そのものすら脅かされている人々に対しても、またほんの少し手助けしてもらっただけで生活を軌道に乗せることが出来る人々に対しても、等しく援助の手をさしのべるのが私たちの仕事です。そうして、我が3万にも及ぶ地域社会で洩れなく生活の質を高めることがロータリーの仕事なのです。

もし人類が私たちの仕事だとすれば、私たちの製品は奉仕です、そして会員は私たちの最も貴重な資産です。強力な会員組織を持たなければ全世界で急速に増えつゝある私たちの製品に対する需要に応ずることなど望むべくもありません。2001～02年度において、私たちは全世界的にロータリー拡大強化の方策を講じ、それによって世界に貢献する能力を強化したいのです。これこそ私たちの最優先課題です。

そこで、第二の誓約として、私はあなた方へお願いします——それは私たちと同様に、その才能や技術を発揮する機会に恵まれ、然もその能力を生かして人の役に立ちたいという意欲のある事業、専門職務の指導者層に手を差し伸べて、これを取り込むことです。何か有意義な道で世界的に際立ったことをしたいと考えている人々や、また自分では気付かずともロータリアンと同じ様な考えを持ち同じ様な行いをしている人々が居ることも、私たちは皆よく知っています。こういう個人個人をロータリーに引き込むことが私たちの仕事です。

ロータリーのお陰で私たちがより良い人間に育てられたことは、大方の人々の認めるところでしょう。私たちの人生においてももしロータリーがなかったら、私たちはこれほどまでに自分を他に捧げることなどしなかったはずで、また奉仕を選び届けるロータリーの組織化された制度がなかったら、他人を助けようとする私たちの努力も、おそらくそれほど多くの人々に及ばず、かくも遠く地球の果てまで伸びてゆくこともなかったでしょう。ロータリーは私の人生に授かった贈物でした——それは私が他の

人々と分かち合いたいと望んでいる善行の機縁、またあなた方にも同じ様に分かち合ってもらいたいと思うこの機縁、という贈物です。

強力で持続的な会員組織は我が団体の内的健康度を測る物差しです。2001～02年度、私は全ロータリアン、全クラブ、全地区に対して、以下四つの目標的をしぼって挑戦する様要請致します：(1) 会員増強、教育、同化、退会防止と拡大(2) クラブ内における教育、訓練の改善、会長エレクト研修セミナー(PETS)、新会員の啓発誘導(3) ロータリーに対する公共的イメージ(4) 各ロータリー・クラブの強化拡大——ロータリーが提示する数々の機会を捉えて会員を教育し、地域社会にあまねくロータリーの善意の仕事を推進し、そして私たちのクラブすべてが会員を引きつけ維持するに足る確固たる体質を備えるようにして、意義深い永続的創造と発展の舞台装置を作り上げましょう。

ヴィクトリア朝時代の文学に通じているロータリアンなら、この2001～02年度のテーマがチャールズ・ディッケンズの人気物語クリスマス・キャロルから引用したものだとお気づきでしょう。これは人生訓的なお話ですが、冷酷非情な事業家エベネザ・スクルージの所へ死んだ昔の相棒ジェコブ・マーレイが幽霊になって出て来ます。そのマーレイはあの世へ行ってから、生前思い遣りの無い振舞いをして来たことを後悔し、ずっとその苦しみにさいなまれているのでした。それを見てスクルージは、「だってお前さんは何時でも立派な仕事師だったじゃないか」と慰めの言葉をかけます。すると悲嘆にかきくれた幽霊は、がっくり首を落として、「仕事だって！人類が私の仕事だったんだ。社会の安寧こそ私の仕事だった：博愛、憐愍、寛容、慈善、このすべてが私のなすべき仕事だったのに……」と泣き叫ぶのでした。

ロータリーの会員になることによって、その人の人生が豊かになり、別人の様になることさえあるという、このロータリーの魔術を他の人々に分かち与えて下さい。

ロータリアンたるもの誰でも、人道的な働きをせずに生涯を送ったことを後悔しながら、人生を終えることが無い様に致しましょう。ロータリーの道を通き、他人に奉仕し、成長と繁栄に力を尽くす、ということによってこそすべてのロータリアンは、人類が私たちの仕事、というこの力強い誓約を公言して果たすことが出来るのです。



リチャードD.キング  
2001～02年度 国際ロータリー会長

## 2001～2002年度第2730地区ガバナー



### 大淵 達郎

昭和5年3月30日生

本籍地 熊本県鹿本郡菊鹿町大字相良402

現住所 宮崎県宮崎市橘通東1丁目5番16号

#### 【略 歴】

- 昭和25年 第五高等学校理科卒業
- 昭和25年 九州大学医学部入学
- 昭和29年 九州大学医学部卒業
- 昭和30年 九州大学医学部産婦人科学教室入局  
九州大学医学部付属病院副手
- 昭和33年 医学博士（九州大学）
- 昭和34年 文部教官（九州大学付属病院助手）
- 昭和35年 宮崎県技術吏員 宮崎県立宮崎産院院長 宮崎県立宮崎病院産婦人科兼務
- 昭和38年 郵政技官 福岡通信病院産婦人科部長
- 昭和40年 宮崎市において産婦人科病院を開業（伊地知産婦人科病院）
- 昭和44年 全面改築後 大淵産婦人科病院と改称
- 平成 6年 大淵産婦人科クリニックと改め現在に至る

#### 【ロータリー歴】

- 昭和48年11月 6日 宮崎ロータリークラブ入会  
(ロータリー歴25年10ヶ月)
- 平成 4年10月 8日 ポール・ハリスフェロー
- 平成 8年11月29日 ベネファクター
- '96～'97年度 宮崎ロータリークラブ会長

# 国際ロータリー第2730地区

## 2001～2002年度 地区運営方針

ガバナー 大淵達郎

本年度のRI会長テーマは「MANKIND IS OUR BUSINESS」である。

このテーマの説明は添付のRI会長メッセージに詳しいが、我々としては、日々のロータリー活動の中で「MANKIND」という概念を頭に置いて行動したいという意味に捉えたい。

四大奉仕部門を軸とする従来のロータリー活動は当然の事として、特に強調したいことのみを以下に列挙する。

### 1 会員増強

キング会長の本年度最大のテーマであって、殆どこれ一本といってもよい位である。

会長の示される目標に向って努力したい。

### 2 ロータリー財団への理解と協力

例年、年次寄付（ポール・ハリスフェロー）や恒久基金寄付（ベネファクター）などの額が問題にされているが、これがどのように使用されているかについては比較的関心が薄いとか人任せのような所がある。このあたりの状況に全ての会員が関心を寄せ、我々の寄付がどのように社会のために貢献しているかを知って置くことが望ましい。

例えば、国連高等弁務官であった緒方貞子氏は1951～52年度の財団奨学生であり、氏の活動の原点は此処にあったと話されたそうである。

GSEについても、これに参加した方々がその後地域社会でどのようにその経験を生かしておられるか何らかの、接触・確認が望ましい。

又、財団支出の約40%はポリオ・プラスに充てられており、西太平洋地区のポリオ撲滅宣言が昨年出された。2005年には全世界での撲滅が期待されている。

### 3 米山記念奨学会への協力

日本のロータリーの創設者米山梅吉氏（1868～1946）の名を冠しているがこの奨学金がスタートしたのは1952年（昭和27年）サンフランシスコ講話条約の翌年からである。当初はアジア地区の学生を日本に呼び勉強させて、その地区に返すことから始まった。（その後定款が変更されアジア以外の学生にも開放され、場合によっては元の国に帰らなくてもよい）

中曽根内閣が留学生10万人計画を提唱したが現在6万人台とのことである。民間にあって日本のロータリーの留学生支援事業は非常に高く評価されている。昨年韓国の駐日大使として赴任された崔相龍氏は東京大学・同大学院と4年間米山奨学生であった由であり米山奨学会評議員会にて講演された。

# 会 長 挨 拶

竹 下 威

2001～02年度、鹿児島西ロータリークラブの会長を務めさせていただくことになりました。記念すべき新千年紀の始めに、伝統ある当クラブの会長をお引受することは、私自身にとって光栄なことであると同時に身の引き締まる思いが致します。

ロータリアンとしての経験は僅か15年、幹事の経験はありません。したがって、ロータリーに対する知識は必ずしも十分ではありませんが、須田幹事、各委員会の委員長はじめ会員の皆様方、そしてご家族の皆様方のご協力、ご指導を賜りながら精一杯与えられた務めを果たしたいと思っています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

リチャードD. キングRI会長が本年度のテーマとして提示されたことばは「人類が私たちの仕事」"Mankind is our Business"です。大淵達郎地区ガバナーは、これを、われわれロータリアンとしては、日々のロータリー活動の中で「人類」という概念を念頭に置いて行動したい、という趣旨に捉えられました。

私たちロータリアンは、各自の職業に誇りを持ち、その職業を通じて社会に奉仕するという理想を抱いていますが、この奉仕活動の中に、示されたテーマの持つ精神を咀嚼し生かして行きたいと考えます。

この一年は、クラブ内では、会員の増強、相互の研鑽・親睦を、対外的には、地域社会への奉仕や広報活動をそれぞれ目途とし、楽しく、温かく、なごやかな雰囲気醸し出すクラブとして活動できるよう努力する心算です。

本年度は、当クラブ創立40周年の直前年度であり、又、海江田卓会員のガバナー就任の直前年度にも当ります。記念行事や地区の諸行事の準備で、何かと会員及びご家族の皆様にご負担をお掛けすることになると思いますが、どうぞご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。



## 幹 事 挨 拶

須 田 正 己

創立40周年を1年後に迎える、伝統ある鹿児島西ロータリークラブの幹事の大役を務めることとなりました。

入会13年が過ぎ、各委員会経歴も浅く、いまだにロータリーのことも理解出来ぬまま、大事な時期の幹事として、又、たくさんの先輩が見守るなか不安をいだきながらも、竹下会長の指導のもと「楽しく」又、会員「一人一人が責任」をもてるクラブづくりに励んでいこうと思っています。

私共鹿児島西ロータリークラブ内では、例会に出席することが楽しいと多くの会員が思っている現在の状況を引き継ぎ、相互の親睦を更に深め資質の向上に努めていこうと考えています。

先輩会員の思想を尊重し新しい会員の発案を取り入れながら現状に見合う例会づくりをねがい、又会員増強につとめ、R財団・米山奨学基金等の拡大にも力を注いでいくつもりです。

一年間全会員のご協力とご指導のほど宜しく願い致します。

## 鹿兒島西ロータリークラブ年間行事予定 (2001.7~2002.6)

上期

特別月間	月	日	理事会	行 事	100万ドル	学習会	プロバス例会	RAC	ゴルフ	会長幹事会	そ の 他
識字率向上月間	7	4		クラブ協議会 (活動方針及び計画)		2 273		5			
		11	○		○		12				10 40周年打合せ懇親会
		18		インフォーマル, D.M				19			
		25		クラブ協議会 (決算報告・予算審議)						31	25 サウロ-サ交換学生訪問
会員増強拡大月間	8	1				6 274		2			
		8	○	クラブフォーラム (会員増強・出席委員会)	○		9				加世田RC訪問
		15		休会				16			
		22									RA/PB/RC 懇親会
		29									
新世代のための月間	9	5	○			3 275		6	○		
		12		参睦会 (観月会)			12				
		19		クラブフォーラム (新世代委員会)	○			20			
		26		クラブ協議会 (ガバナー公式訪問にそなえ)							
職業奉仕・米山月間	10	3	○			1 276		4		4	
		10		ガバナー公式訪問			11				
		17		クラブフォーラム (職業奉仕委員会)	○			18			
		24		職場訪問 (南日本新聞社)							
		31									
R・財団月間	11	7				5 277		1			3 GSE+L来鹿3~10~30~1
		14	○	クラブフォーラム (ロータリー財団委員会)	○		8	15			23~25 地区大会
		21									
		28									
	12	5				3 278		6	○	6	
		12	○	年次総会	○		13				
		19		クリスマス家族会				20			
		26		クラブ協議会 (委員会別協議)							

## 鹿児島西ロータリークラブ年間行事予定 (2001.7~2002.6)

下期

特別月間	月	日	理事会	行	事	100万ドル	学習会	プロバス例会	RAC	ゴルフ	会長幹事会	その他	
R理解推進月間	1	2		休み			7 279		3				
		9		鹿児島市内RC新春合同例会				10					
		16	○						17				
		23		クラブ協議会 (上期報告と下期予定発表)	○								
		30											
世界理解月間	2	6	○	インフォーマル, D.M			4 280		7		7	3 I.M(サツ)家族の日	
		13	○	クラブフォーラム (国際奉仕委員会)	○			14				23 RI創立記念日	
		20							21			新入会員との懇談会	
		27		クラブ協議会 (I・M報告)								RAC全国大会	
	3	6					4 281		7	○		PETS	
		13	○	クラブフォーラム (社会奉仕委員会)	○			14				世界RAC週間	
		20							21			13 世界RACの日	
		27		ロータリー賞贈呈式								23 西RC創立記念日	
R雑誌月間	4	3					1 282		4		4		
		10	○	合同例会 (東急イン9日)				11				新世代のためのロータリー会議	
		17	○	クラブフォーラム (会報雑誌委員会)	○				18				
	5	1		休会			7 283		2				
		8	○		○			9					
		15							16			11 地区協議会 11~12	
		22		クラブ協議会 (次期各委員会)								ライラ(鹿東クラブ)	
		29		クラブ協議会 (地区協議会報告)									
	6	5					3 284		6	○	6	ロータアクト年次大会	
		12	○	クラブ協議会 (現各委員会)	○			13				国際大会	
		19							20				
		26		クラブ協議会 (活動報告)									

# 鹿児島西ロータリークラブ理事・役員・委員会構成

2001/7~2002/6

(役員・理事) 会長 竹下 威  
 (役員・理事) 幹事 須田 正己  
 (選出・理事) 職業奉仕委員長 山下 健  
 (選出・理事) 社会奉仕委員長 池田 勝一郎  
 (選出・理事) 新世代委員長 川畑 宏二  
 (選出・理事) 国際奉仕委員長 江口 清隆  
 (役員・理事) 会計 岩元 基

(役員・理事) 副会長 小山 幸義  
 (選出・理事) 副幹事 岩切 豊  
 (理事) 直前会長 山元 正明  
 (選出・理事) 会場監督(SAA) 若松 喜八郎  
 副SAA 片平 可也  
 副SAA 秋月 宗近

委員会	委員長	副委員長	委員					
クラブ奉仕委員会	小山 幸義	水流 洋	竹下 洋 深尾 兼好 坂木 貞剛	中村 英幸 有馬 戦男	加藤 一徳 山下 皓三	諏訪園 隆 南 徹		
会員増強	竹下 洋	鮫島 信一	池口 恵観	岩田 泰一	徳留 忠敬			
会員選考	諏訪園 隆	前田樹一郎	木治屋克己	三反田藤男				
職業分類	山下 皓三	川平建次郎	高井 敏治	田崎 一郎				
出席	中村 英幸	池田 千明	福田 正臣	小田代憲一	水淵 清治			
親睦	深尾 兼好	天本 美信	小園 正人 井倉 潤 串間新一郎	中嶋 健 山本 広明 西川 明寛	桜美 義明 庵木 英雄	村田 和雄 大迫 剛		
ロータリー情報	南 徹	正 建二郎	中園 雅治					
会報・雑誌	加藤 一徳	福田 一郎	三角桂次郎	中村 一雄	海江田 卓			
プログラム	有馬 戦男	町山 猛	岩元 紀彦	松田 健一	玉川 哲生			
広報	坂木 貞剛	桐明桂一郎	太原 春雄	江夏 洋	藤井 洋三			
職業奉仕委員会	山下 健	藤川 毅	岩男 秀彦	松田 忠臣	山元 正明			
ボランティア	福島 徹郎	上原 満	鮫島 信一 池田 千明 天本 美信 樋渡 良一 川平建次郎	町田 猛 桐明桂一郎 藤川 毅 前田樹一郎	大山 康成 玉利 賢介 長柄 英男 福田 一郎	榎田 浩典 染川 周郎 正 建二郎 日高 好久		
社会奉仕委員会	池田勝一郎	榎山 浩典	鉾之原大助	田中 寛吉				
新世代委員会	川畑 宏二	樋渡 良一	高山 義則	佐藤 雅春				
ローター7外委員会	有村 仁志	日高 好久	森 俊英	福元 紳一	田畑 勇			
177外委員会	濱田 悦郎	大山 康成	古木 圭介	板木 泰文				
国際奉仕委員会	江口 清隆	玉利 賢介	坂元 明雄	藤安 秀一				
ロータリー財団	山田 晴彬	長柄 英男	森永 茂樹	宮村 敏郎				
米山記念奨学会	岩切 豊	染川 周郎	佐伯 壽郎	野添 良隆				
ローター賞推薦委員会	小山 幸義	山下 健	池田勝一郎	川畑 宏二	江口 清隆			

第2730地区 ガバナーエレクト 海江田 卓  
 第2730地区 ボランティア委員会・委員長 高山 義剛  
 第2730地区 新世代委員会・委員 徳留 忠敬  
 第2730地区 G S E 委員会・委員 南 徹  
 創立40周年 記念事業準備・委員長 小山 幸義  
 クラブ奉仕委員会・副委員長  
 米山記念奨学会委員会・副委員長

暫定的に代行する。

# クラブ概況報告

(平成13年7月1日現在)

1. 創 立 年 月 日 1963年 (S38年) 3月23日
2. 承 認 年 月 日 1963年 (S38年) 6月27日(九州において第28番目)
3. チャーターナイト 1963年 (S38年) 11月20日
4. 当時の R・I 会長 ニッチシ・P・ラハリー (インド)
5. 当時の ガバナー 進藤誠一 (第370地区)
6. スポンサークラブ 鹿兒島ロータリークラブ
7. チャーターメンバー 24名 (その内現在会員1名)
8. アディショナルクラブ名と  
創 立 年 月 日
  1. 加 治 木 RC 1967年 (S42年) 6月24日
  2. 加 世 田 RC 1972年 (S47年) 10月18日
  3. 枕 崎 RC 1972年 (S47年) 12月 4日
  4. 鹿兒島城西 RC 1986年 (S61年) 9月16日
9. 地区外ロータリークラブ  
との姉妹兄弟関係
  1. 第2800地区日本鶴岡 RC  
=1965年 (S40年) 5月9日締結  
会員相互親善訪問, 週報等の交換
  2. 第5130地区米国カリフォルニア州サンタロー  
ザ・サンライズ RC  
=1989年 (平成元年) 4月29日締結  
青少年交換事業
10. 提唱インターアクトクラブ
  1. 鶴丸高校 IAC  
発会日 1964年 (S39年) 10月8日
  2. 鹿兒島高校 IAC  
発会日 1971年 (S46年) 6月17日
11. 提唱ローターアクトクラブ 名称: 鹿兒島西ローターアクトクラブ  
1976年 (S51年) 6月24日発会
12. 提 唱 プ ロ バ ス ク ラ ブ 名称: 鹿兒島西プロバスクラブ  
1998年 (H10年) 1月23日発会
13. 区 域 鹿兒島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へー西田橋ー高麗橋に至り西へ高麗町本通りー大学通りー中郡電停ー更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿兒島市西方区域。(但し, 旧谷山市に属する区域を除く)

14. 事	務	所	鹿兒島市金生町3番1号山形屋内 TEL(099-223-5902) FAX(099-223-7507)									
15. 例	会	日	毎週水曜日12時30分～13時30分									
16. 例	会	場	山形屋1号館7階社交室									
17. 歴	代	ガ	バ	ナ	ー	14 ページ						
18. 歴	代	分	区	代	理	桜美 四郎(1967) 鮫島志芽太(1970) 塘 一郎(1972) 岡元健一郎(1978) 川上鐵太郎(1983) 福田 敏之(1986) 海江田 卓(2000)						
19. 歴	代	会	長	14 ページ								
20. 歴	代	幹	事	15 ページ								
21. 現	在	会	員	正会員50名 アデショナル正会員 0名 シニア・アクチブ会員 41名 計 91名								
22. 平	均	年	齢	60.2才 最高 82才 最低 36才 80代 4名 70代 11名 60代 30名 50代 33名 40代 11名 30代 2名								
23. 出	席	率	本年度目標94%									
24. 入	会	金	35,000円									
25. 年	会	金	190,000円									
26. ビ	ジ	タ	ー	会	費	1,900円						
27. 会	報	毎週週報を発行										
28. ロ	ー	タ	リ	ア	ン	誌	「ロータリーの友」全員購読					
29. ク	ラ	ブ	協	議	会	10回						
30. ク	ラ	ブ	フ	ォ	ー	ラ	ム	7回				
31. イン	フ	ォ	ー	マ	ル	ミ	ー	テ	ィ	ン	グ	2回
32. 理	事	会	定例…毎月第2例会日 臨時…必要に応じて随時									
33. 委	員	長	会	議	年2回							
34. 会	長	幹	事	会	市内…6回							

○ チャーターメンバー

安楽慶一郎	福井 浩	船木 潔	堀 俊一	犬伏 康夫
岩元 健吉	岩元 正二	河井 時義	川村 洋	小山 幸義
倉園 清市	黒木長太郎	牧田 健二	松元 明一	大小田友一
大山 実	西郷 隆永	桜美 四郎	山 柴山	島津 忠丸
田原 誠助	塘 一郎	土橋 英夫	米倉 秀雄	計 24名

○ マルチプル・フェロー

故(柴山 一雄) (1回)	池口 恵観 (3回)	玉川 哲生 (1回)	
小園 正人 坂元 明雄	高井 敏治 山下	健 高山 義則	片平 可也
故(菅 富男)			以上10名

○ ベネファクター

中村 一雄	古木 圭介	坂元 明雄	須田 正己	故(永松實夫)
故(菅 富男)	太原 春雄	竹下 洋		以上8名

○ メモリアルコントリビューター 故(菅 富男)

川平建次郎 以上2名

○ ポールハリス・フェロー

故(塘 一郎)	柿市 高重	藤安 辰造	故(牧田 健二)	河井 時義
故(川村 洋)	故(土橋 滋)	川上 鐵太郎	故(川田 恵一)	故(徳澤 紀生)
故(海老原利則)	有馬 志享	林 其為	故(外西 寿彦)	安田 正治
池上 廣	福田 敏之	岩元 紀彦	村田 和雄	木治屋 一雄
原 満	岩元 基	竹下 洋	岩男 秀彦	川 周郎
三角 桂次郎	田中 寛吉	太原 春雄	榎田 浩典	岩田 泰一郎
故(永松 実夫)	水流 洋	森永 茂樹	前田 樹一郎	福田 和磨
錫之原大助	竹下 威郎	山元 正明	長柄 英男	山下 良一
松田 忠臣	山田 晴彬	中川 泰文	若松喜八郎	山 有馬
江口 清隆	本田 亨	海江田 卓	玉利 賢介	樋渡 三男
佐伯 壽郎	江夏 三郎	故(柴山 一清)	三反田 藤男	山下 武弘
須田 正己	東郷 秀一	加藤 建二	野添 良	和天本 美信
中嶋 教一	藤安 秀一	正 豊	藤川 隼男	徳留 忠敬
大浦 貞剛	藤 裕一	岩切 紳一	原田 仁志	川 宏二
日高 好久	藤池 勝一	福元 島	有村 雅治	小田 代憲
南 宗近	池田 英雄	鮫島 明幸	中園 兼好	橋元 忠幸
秋月 徹郎	庵木 健一	池田 中村	深尾 桂一郎	小山 幸義
福島 徹郎	松田 健一		桐明 明寛	以上96名
川平建次郎				

○ ポールハリス準フェロー

故(桜美 四郎)	故(岩元 健吉)	岩元 正二	故(岡山 栄)	池田 穰
故(永井 利承)	浜田 馨	中村 善治	光吉 正昭	桜美 義明
久野 洋一	崎元 行範	故(内山 光男)	古木 圭介	

○ 米山功労クラブ (第1回表彰) 1996. 12. 26  
 (第2回表彰) 1998. 6.  
 (第3回表彰) 2000. 11. 26

○ 米山功労者

玉川 哲生 高山 義則 片平 可也 村田 和雄 故(菅 富男)

○ 米山功労法人

(名) 明石屋菓子店 (岩田泰一) 育英社(株) (前田樹一郎) 竹下清蔵商店 (竹下洋)

○ 米山ファンドフェロー

宇治野純章 岩男 秀彦 故(永松 實夫) 山元 正明

○ 準米山功労者

岩元 紀彦	川平建次郎	山元 正明	須田 正己	岩切 豊
坂元 明雄	海江田 卓	有馬 戦男	池田 千明	山田 晴彬
若松喜八郎				

西ロータリークラブの推移

昭和	西 暦	ガ バ ナ ー	会	長
38~39	1963~64	嘉村平八	初代	桜美四郎
39~40	1964~65	町田秀実	2代	土橋英夫
40~41	1965~66	島津久厚	3代	塘 一 郎
41~42	1966~67	吉村常助	4代	米倉秀夫
42~43	1967~68	向笠広次	5代	島津忠丸
43~44	1968~69	大津篤造	6代	鮫島志芽太
44~45	1969~70	日高安壮	7代	佐伯延次郎
45~46	1970~71	八田 秋	8代	久保田彦穂
46~47	1971~72	小田一昭	9代	岩元正二
47~48	1972~73	東 博 仁	10代	牧田健二
48~49	1973~74	杉原頼三	11代	川村 洋
49~50	1974~75	竹野 融	12代	新福栄熊
50~51	1975~76	後藤基彰	13代	福田敏之
51~52	1976~77	塘 一 郎	14代	岡元健一郎
52~53	1977~78	西田武雄	15代	河井時義
53~54	1978~79	吉村武文	16代	藤安辰造
54~55	1979~80	井上和 人	17代	川上鐵太郎
55~56	1980~81	福島親比古	18代	浜田 馨
56~57	1981~82	大久保一 郎	19代	中村俊雄
57~58	1982~83	杉村 進	20代	久保政次
58~59	1983~84	丸田美德	21代	高井敏治
59~60	1984~85	田中千尋	22代	池田 廣
60~61	1985~86	外山三郎	23代	福田正臣
61~62	1986~87	岩澤光男	24代	中村善治
62~63	1987~88	池田卓郎	25代	小園正人
63~64	1988~89	岡村俊一	26代	外西寿彦
H1~H2	1989~90	岩下哲夫	27代	三角桂次郎
H2~H3	1990~91	今林重夫	28代	川田 恵 一
H3~H4	1991~92	井上日出男	29代	木治屋克己
H4~H5	1992~93	本坊蔵吉	30代	岩元紀彦
H5~H6	1993~94	三重野良輔	31代	岩男秀彦
H6~H7	1994~95	佐々木典綱	32代	吉留 益
H7~H8	1995~96	竹内三郎	33代	岩元 基
H8~H9	1996~97	海江田順三郎	34代	玉川 哲 生
H9~H10	1997~98	囃師鎮雄	35代	高山義則
H10~H11	1998~99	鮫島哲也	36代	海江田 卓
H11~H12	1999~2000	井ノ上 繁	37代	太原春雄
H12~H13	2000~2001	安満良明	38代	山元正明
H13~H14	2001~2002	大淵達郎	39代	竹下 威



## (歴代会長並びに幹事)

幹 事	会 員 数	平 均 年 齢	平 均 出 席 率
川 村 洋	35名	50.0才	99.18%
高 徳 三 蔵	44	49.0	99.11
河 井 時 義	48	51.40	99.09
藤 安 辰 造	46	52.70	98.81
安 楽 慶 一 郎	55	53.30	99.79
柴 山 一 雄	58	53.00	99.92
高 井 敏 治	61	52.80	99.92
久 保 政 次	65	52.60	98.83
田 平 禮 章	73	53.19	99.01
浜 田 馨	79	52.09	98.14
外 西 寿 彦	75	54.30	98.73
小 山 幸 義	79	53.80	97.91
池 田 廣	85	54.60	97.63
中 村 善 治	86	55.70	95.49
小 園 正 人	90	57.10	96.52
三 角 桂 次 郎	87	56.45	96.59
川 田 惠 一	88	57.25	96.92
光 吉 正 昭	87	57.47	97.07
徳 澤 紀 生	86	57.58	96.22
水 淵 清 治	89	57.02	93.96
木 治 屋 克 己	85	57.18	93.75
柿 市 高 重	81	58.27	92.05
山 下 皓 三	86	58.23	93.31
中 尾 洋	85	57.63	95.36
桜 美 義 明	89	58.10	94.74
岩 元 基	91	58.05	94.06
古 木 圭 介	90	57.97	93.21
内 山 光 男	94	57.72	91.68
上 原 満	96	57.49	90.33
玉 川 哲 生	99	57.91	91.94
佐 伯 壽 郎	95	58.37	88.13
江 夏 洋	87	57.29	88.94
中 川 宏	87	57.86	90.62
森 永 茂 樹	91	57.29	91.12
榎 田 浩 典	92	57.37	92.65
岩 田 泰 一	96	57.85	91.91
村 田 和 雄	97	57.53	91.54
川 平 建 次 郎	95	59.02	93.92
須 田 正 己	91	60.02	

# 委 員 会 報 告

## ク ラ ブ 奉 仕 委 員 会

委員長：小 山 幸 義

委 員：(副) 水流 洋, 竹下 洋, 諏訪園 隆, 山下 皓三  
中村 英幸, 深尾 兼好, 南 徹, 加藤 一徳, 有馬 戦男  
坂木 貞剛

### 基 本 方 針

クラブ奉仕は関係各委員会の事業がスムーズに運営できる様に調整連絡をとり、すべての行事をバックアップするべく行動する。

### 本年度の計画

1. 委員の意志疎通を図るため、随時委員会を開催する。
2. 西RCにふさわしい雰囲気を保ちながら、会員相互の親睦推進のためバックアップする。
3. 新入会員へ適切な情報を提供して、さらに友情を深めるよう努力する。

## 会 員 増 強 委 員 会

委員長：竹 下 洋

委 員：(副) 鮫島 信一, 池口 恵観, 岩田 泰一, 徳留 忠敬

### 基 本 方 針

クラブの円滑な運営、活性化と発展の為に、年齢的にも職業的にもバランスの取れた会員構成を目標とし、その実現の為に会員選考・職業分類の両委員会と連携を強め会員増強に努力します。

### 本年度の計画

1. 社会状況を考え5%程度の会員増強を目指します。
2. 未充填職業の会員増強に努力します。

# 会 員 選 考 委 員 会

委員長：諏訪園 隆

委 員：（副）前田樹一郎、木治屋克己 三反田藤男

## 基 本 方 針

会員の選考については、下記の点に留意する。

1. クラブ会員として適格性をもち、義務活動を支障なく果せること。
2. 奉仕の精神にあふれ、積極的に奉仕活動をすること。

## 本年度の計画

1. 会員に推薦された人を速やかに検討し、理事会に報告する。
2. 会員増強、職業分類の各委員会と連絡を密にして、熱意のある会員の増強につとめたい。

# 職 業 分 類 委 員 会

委員長：山 下 皓 三

委 員：（副）川平建次郎、高井 敏治、田崎 一郎

## 基 本 方 針

地域社会の職業分類について調査し、これに対する充填並びに未充填職業の分類表を作成して、職業分類上からみた会員構成の改善点を検討する。

## 本年度の計画

1. 地域社会の職業分類とこれに対する充填並びに未充填の分類表を作成する。
2. バランスのとれた会員構成を目標にクラブ奉仕、会員増強、会員選考の各委員会と協力し未充填職業の会員獲得に努力する。

## 出席委員会

委員長：中村英幸

委員：（副）池田千明，福田正臣，小田代憲一，水淵清治

### 基本方針

クラブ出席が会員の義務である事を再認識いただき，出席による会員相互の理解と親睦を深めて頂きたい。

### 本年度の計画

1. 出席率が落ちた会員への声掛けをしていきたい。
2. 親睦委員会・他委員会などの協力をいただき，出席しやすいクラブを目指したい。

## 親睦委員会

委員長：深尾兼好

委員：（副）天本美信，小園正人，中嶋健，桜美義明  
村田和雄，井倉潤，山本広明，庵木英雄，大迫剛  
串間新一郎，西川明寛

### 基本方針

1. 会員相互の親睦を深めるとともに，ビジター，ゲストが気持ちよく例会に参加できる雰囲気づくりにつとめる。
2. 新入会員が一日でも早くクラブになじめるよう諸行事への積極的参画を促す。

### 本年度の計画

1. 観月会，クリスマス家族会を含む参観会を年4回実施する。各行事については，クラブの特徴を生かした内容とするため，SAAと協力し，親睦委員会全員で取り組む。
2. ニコニコボックスの件数を増やすため，各会員の情報収集を密にし，例会場入口での声かけを行う。
3. 親睦情報誌（手帳サイズ）を企画する。

## ロータリー情報委員会

委員長：南 徹

委員：(副)正 建二郎, 中國 雅治

### 基本方針

1. 会員、特に新入会員に、会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員が適切な理解をして、早期にクラブに慣れ親しめるようにする。
2. 会員に、国際ロータリーの歴史、綱領、活動等各方面に関する情報を提供する。
3. 月例学習会の充実を図る。

### 本年度の計画

1. 年間少なくとも二回、新入会員を対象にして、各委員長及び幹事のご協力をいただいて、「新入会員との懇談会」を実施する。
2. 会員、特に新入会員を対象にして、毎月第一月曜日午後6時30分～8時30分の間に「月例学習会」を実施する。

## 会報・雑誌委員会

委員長：加藤 一徳

委員：(副)福田 一郎, 三角桂次郎, 中村 一雄, 海江田 卓

### 基本方針

1. 毎週ごとに週報を発行し、クラブ内外の情報を伝達する。
2. ロータリーの友・ガバナー月信の愛読を奨励し、投稿を薦める。
3. クラブ活動内容を記録として残す。

### 本年度の計画

1. 週報の内容充実に務める。
2. 各委員会活動情報を提供して頂き掲載に努める。
3. ロータリーの友、ガバナー月信、時事情報等の紹介にも配慮する。
4. インターネットによる情報交換を奨励する。

# プログラム委員会

委員長：有馬 戦 男

委員：(副)町田 猛, 岩元 紀彦, 松田 健一, 玉川 哲生

## 基本方針

新会長の方針にそって例会が明るく楽しいものになるよう配慮したプログラム編成をしていきます。

会員卓話と外部講師のバランスをとり、テーマのある内容にしていきたいと思います。

## 本年度の計画

1. 前期, 後期で各々テーマを定め, それに沿った内容の卓話を計画する。
2. 会員卓話も昨年度同様に多くしていきたい。(特に先輩会員の方々にもお願いしたい。)
3. 女性の卓話者も招きたい。

# 広報委員会

委員長：坂 木 貞 剛

委員：(副)桐明桂一郎, 太原 春雄, 江夏 洋, 藤井 洋三

## 基本方針

ロータリークラブの奉仕の理念及び活動について, 地域社会の認識を深めるよう地元マスコミの協力をいただくため, 報道各社との良好な関係を維持し, 事ある時に備える様に努力する事を基本方針とする。

## 本年度の計画

1. 従来広報委員会が続けて来た報道機関各社との懇談会は今年も開催するが, 更に定期的なニュースソースの提供の一手段として, 予算をいただければ西クラブの会報を毎週各社に送付し, ロータリーの精神と活動状況の認識を深めてもらう。
2. 1. の話題提供のため各委員会の活動状況についてのニュースを積極的に提供していただく。

# S A A 委 員 会

委員長：若 松 喜八郎

委 員：(副)片平 可也、秋月 宗近

## 基 本 方 針

例会場の気品を保ち、例会が秩序正しく運営されるよう努める。又、会員間の親睦を図るための会場作りをする。

## 本年度の計画

1. 定刻開始、定刻終了の厳守。
2. ゲスト、ビジターの送迎に配慮する。
3. 新入会員との交流、交友が良く図れるよう、座席配置を工夫していきたい。
4. 卓話中の私語の禁止、禁煙及び携帯電話の自粛の協力を働きかけたい。

# 職 業 奉 仕 委 員 会

委員長：山 下 健

委 員：(副)藤川 毅、岩男 秀彦、松田 忠臣、山元 正明

## 基 本 方 針

会員各自が自己の職業に誇りと自覚を持つとともに他の会員の職業に対する理解と認識を深め、各会員及びクラブがそれぞれの職業を通じて奉仕を日常活動として実践し、地域社会に貢献することを基本方針とする。

## 本年度の計画

1. 職業奉仕の認識を高める事を目標に基本方針である“職業宣言”を例会場に掲示する。
2. ボランティア委員会と協力し会員個人並にロータリークラブとしてのボランティア活動に取組めるよう推進する。
3. 職業訪問として10月に南日本新聞社社屋及び最先端設備の見学を実施する。
4. クラブ会員の推薦を受け隠れた優良従業員の表彰を行う。
5. 新世代委員会と協力してインターアクト高校における職業選択フォーラムを計画する。
6. 四つのテスト唱和の実施。
7. クラブ会員それぞれ職業奉仕の実態や認識理解する機会を設ける。
8. 地域ボランティア団体の活動内容の充実を図る。

## ボランティア委員会

委員長：福島 徹郎

委員：(副)上原 満, 鮫島 信一, 町田 猛, 大山 康成  
榎田 浩典, 池田 千明, 桐明桂一郎, 玉利 賢介, 染川 周郎  
天本 美信, 藤川 毅, 長柄 英男, 正 建二郎, 樋渡 良一  
前田樹一郎, 庵木 英雄, 日高 好久, 川平建次郎

### 基本方針

1. ロータリーのモットーである「超我の奉仕」の精神を喚起し、より多くのロータリアンがボランティア活動に参加、実行していく事により地域社会に貢献していく。
2. 職業奉仕委員会、社会奉仕委員会や国際奉仕委員会等と協力しながら奉仕活動を推進していく。

### 本年度の計画

1. ボランティア活動についての正しい理解と啓発を、学習会・例会卓話等での小委員会として展開していく。
2. 各委員会のボランティア活動について、過去の体験や現在の取り組み等を「私のボランティア活動体験」としてアンケート調査を行い、発表、紹介をし更なる理解と啓発につなげていく。

## 社会奉仕委員会

委員長：池田 勝一郎

委員(副)榎田 浩典, 鉾之原大助, 田中 寛吉

### 基本方針

社会の変化に応じ、地域社会が必要としている事柄を模索し、これを奉仕活動する事により、ロータリアンの活動を世に知らしめる。

### 本年度の計画

1. 継続プログラムを従来通り実行する。
  - ①ロータリー賞－社会奉仕実践に贈る。
  - ②社会福祉施設「ゆうかり学園」の訪問。
  - ③西鹿兒島駅前の清掃（RACとの協力）
2. プロバスクラブと協同で各種施設の訪問や福祉サービス、ボランティアのあり方を探る。



# 新 世 代 委 員 会

委員長：川 畑 宏 二

委 員：(副) 樋渡 良一, 高山 義則, 佐藤 雅春

## 基 本 方 針

青少年が社会奉仕の理念追求のための活動ができる環境づくりを支援する。さらに青少年に直接接し行動する機会をつくり若い指導者の育成につとめる。

## 本年度の計画

1. 青少年の活動を積極的に支援する。
2. 青少年の活動, 会合に参加, 協力する。
3. インターアクトの会員増強及び活動に協力する。

# ロ ー タ ー ア ク ト 委 員 会

委員長：有 村 仁 志

委 員：(副) 日高 好久, 福元 紳一, 田畑 勇, 森 俊英

## 基 本 方 針

RIによって規定される「標準ローターアクトクラブ定款, 細則」に則って, ローターアクトクラブ会員がクラブ参画の意義を自らの力で見いだせるよう助言, 指導, 協力する。

その歴史や伝統を尊重しつつも, 時代に合ったローターアクトの在り方を協議し, 同時に会員の拡大を図っていく。

## 本年度の計画

ローターアクトクラブの計画に添って, 研修・社会奉仕活動への参加と協力を行う。

1. 月2回の例会
2. 西駅前広場の清掃 (第一日曜日, 午前6時半)
3. 「愛の聖母園訪問 (第一日曜日清掃作業のあと)
4. 研修会及び他のクラブとの交流
5. チャリティーマザー等

# インターアクト委員会

委員長：濱田悦郎

委員：(副) 大山康成, 古木圭介, 板木泰文

## 基本方針

青少年が将来社会の一員としてりっぱに活躍できるように、職業選択フォーラム等を通して、社会奉仕の理念を理解してもらう。

## 本年度の計画

1. インターアクト年次大会への参加。
2. インターアクトクラブ協議会への参加。
3. 職業選択フォーラムへの参加。
4. 会員増強をはかる。

# 国際奉仕委員会

委員長：江口清隆

委員：(副) 玉利賢介, 坂元明雄, 藤安秀一

## 基本方針

ロータリー活動を通じて海外の出来るだけ多くの人々と交流し、親善と理解を深め、国際平和の一翼を担うこと。

## 本年度の計画

1. ミレニアムの機会に国際交流の意義、あり方等を研究、検討してより一層の会員の交流の推進を行う。  
(新たな友好盟約クラブ作りに向けて会員の皆様のコンセンサス作りを目指します。)
2. 鹿児島・サンタローザ友好協会が行う青少年交換プログラム(本年度は受け入れ)支援として30万円を補助し、青少年が滞在中本クラブ例会に招待し、また歓迎会、送別会等に出席する。
3. 世界理解月間では、学習会、例会等で情報を提供する。
4. その他地区及び他委員会の計画に協力する。

## ロータリー財団委員会

委員長：山田 晴 彬

委員：(副)長柄 英男, 森永 茂樹, 宮村 敏郎

### 基本方針

ロータリー財団の目的と活動状況を理解してもらい財団への認識を高めてもらう。

### 本年度の計画

1. ポールハリスフェロー、準フェロー、ベネファクターの増強に努める。

## 米山記念奨学会委員会

委員長：岩 切 豊

委員：(副)染川 周郎, 佐伯 壽郎, 野添 良隆

### 基本方針

1. 地区には「米山記念奨学会委員会」と「米山募金委員会」がある。  
わがクラブには「米山記念奨学会委員会」のみであるが、任務は兼ねて行う。
2. 委員会の任務は「ロータリー米山記念奨学生の世話」と「財団法人・ロータリー米山記念奨学会への資金提供、即ち、クラブ会員への寄付の奨励」である。

### 本年度の計画

1. 「米山募金」に関する情報を可能な限り、クラブ会員各位に紹介して、認識を深めて頂き、又会員の意見を聞く。
2. 寄付には「普通寄付」と「特別寄付」がある。「普通寄付」はわがクラブにおいては、一人当たり年額3,000円として、半期毎に年額の半額を送付している。「普通寄付」以外が「特別寄付」であり、クラブ会員あるいは会員外から寄付されるものである。
3. 「特別寄付」は自主的な行為であるが、目標を定めて奨励する。特に準米山功労者への寄付をお願いし、将来の米山ファンドフェロー・米山功労者へと拡大を計る。  
又、米山功労法人についても同様の働きかけをする。
4. 本年度は、奨学生胡静こせいさんの世話クラブとして担当する。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ定款

## 第 1 条

### 名 称

本会の名称は、鹿児島西ロータリー・クラブとする。（国際ロータリー加盟会員）

## 第 2 条

### 区 域 限 界

第1節 本クラブの区域限界は、次の通りとする。

鹿児島市中央部を貫通する甲突川上流の玉江橋から下流へ－西田橋－高麗橋に至り、西へ高麗町本通り－大学通り－中郡電停－更に電車路線に沿い鴨池公園南角に至り、西へ谷山街道を経て宇宿町へ至る鹿児島市西方区域。（但し、旧谷山市に属する区域を除く）

## 第 3 条

### 網 領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある。

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること。

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること。あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること。そしてロータリアン各自が、業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること。

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること。

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

## 第 4 条

### 会 合

第1節

1. 本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
2. 但し非常の場合または正当な理由ある場合は、本クラブ理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
3. また、例会が法定休日に当たる場合、または本クラブ会長が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合は、例会を取りやめることができる。

本クラブの理事会は、本項に明記されていない理由であっても、その裁量で、1ロータリー年度

に2回まで例会を取りやめることができる。但し、クラブが3回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

## 第 5 条 会 員 身 分

### 第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

### 第2節 種類

本ロータリー・クラブの会員の種類は次の4種類、すなわち、正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員および名誉会員とする。

### 第3節 正会員

国際ロータリー定款第5条第3節に定められた資格条件を有する者は、これをロータリー・クラブの正会員に選ぶことができる。正会員としての資格条件を有するが、そのクラブの正会員の事業または専門職務と同一の職業分類の者は、これを本節の規定の下にアドイショナル正会員に選ぶことができる。このようなアドイショナル正会員は、正会員としてのすべての特典を有する。但し、アドイショナル正会員は、職業分類の保持者でなく、自らの職業分類の下に他のアドイショナル正会員を推薦することはできない。

### 第4節 アドイショナル正会員のカテゴリー

クラブは3種類のアドイショナル正会員を選ぶことができる。クラブはその3種類のそれぞれから職業分類を同じくするアドイショナル正会員を1人選ぶことができる。

#### (a) 第1カテゴリー—推薦者と同じ職業分類

正会員は自分と同じ職業分類に現実に従事している者をアドイショナル正会員に推薦することができる。

#### (b) 第2カテゴリー—元ロータリアン

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として元クラブ会員をアドイショナル正会員に推薦することができる。但し、かつて属していたクラブを退会した理由が、本人がそのクラブの区域限界内でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。

#### (c) 第3カテゴリー—元ローターアクター

正会員は、その職業分類の保持者の承諾を条件として、ローターアクト・クラブ元会員をアドイショナル正会員に推薦することができる。この元ローターアクターは、クラブの区域限界内に住居または事業所があり、少なくとも4年間一つまたはいくつかのローターアクト・クラブの会員であったことがあり、退会した理由が、ローターアクト・クラブの会員の年齢の上限に達したか、そのクラブの区域限界外に移転したということではなければならない。

#### (d) 職業分類保持者の変更

すべてのアディショナル正会員は、クラブの正会員はの1人と同じ職業分類をもたなければならない。正会員が職業分類の保持者である。職業分類の保持者である正会員が、シニア・アクティブ会員またはバスト・サービス会員になるなど、何らかの理由で、職業分類を保持しなくなった場合、同じ職業分類をもつアディショナル正会員の1人が職業分類の保持者になる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が1人しかいない場合、このアディショナル正会員が自動的に職業分類の保持者となる。このような職業分類を有するアディショナル正会員が2名または3名いる場合、クラブはそのうち1名を選挙して、職業分類の保持者とするものとし、他のアディショナル正会員の地位は元のままとする。

## 第5節 シニア・アクティブ会員

### (a) 一般的資格条件

正会員またはバスト・サービス会員で、その一つまたはいくつかのクラブにおける正会員およびバスト・サービス会員としての経歴が次の各号に定める要件のいずれかに合致している者は、自動的にシニア・アクティブ会員となるものとする：通算15年以上会員であった者、あるいは現在60歳以上で通算10年以上会員であった者、現在65歳以上で通算5年以上会員であった者、現または元国際ロータリー役員。

### (b) 元会員

クラブは、かつてどこかのクラブの会員であった者で、会員身分が終結した時点においてシニア・アクティブ会員であった者またはシニア・アクティブ会員になりうる条件を備えていた者を、そのクラブのシニア・アクティブ会員に選ぶことができる。

### (c) 権利と特典—シニア・アクティブ会員身分の制約

シニア・アクティブ会員は、すべて正会員と同一の権利、特典および責任をもつものとする。但し、シニア・アクティブ会員は職業分類を保持せず、また、アディショナル正会員を推薦する権利をもたない。

### (d) シニア・アクティブ会員の職業分類を充填する者

クラブは、シニア・アクティブ会員の従事している職業の職業分類の下に、有資格者を入会させることができる。

## 第6節 バスト・サービス会員

バスト・サービス会員は、職業分類を代表しないこと、および前述の第3節によるアディショナル正会員を推薦する権利をもたないことを除き、正会員のもつすべての権利、特典および責任を有するものとする。

### (a) バスト・サービス会員の資格条件

次の者は、バスト・サービス会員に該当する。

#### (i) バスト・サービス会員—引退

現職から引退したが、その他の点では、適格の地位にあったことなど、国際ロータリー定款第5条第3節の下にロータリー・クラブ会員の資格を備えている人は、これをバスト・サービス会員に選挙することができる。

#### (ii) バスト・サービス会員—職業分類の喪失

本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、クラブ理事会の決

定によって、これをパスト・サービス会員に選挙することができる。

(b) 入会金の免除

現または元会員がパスト・サービス会員に選ばれた場合、2度目の入会金の支払を要しないものとする。

**第7節 二重会員**

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員、シニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。

**第8節 名誉会員**

(a) 名誉会員の資格条件

ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を名誉会員に選挙することができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典

名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にもつくことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。

**第9節 宗教、報道機関および外交官**

複数の宗派の各代表者、複数の新聞社またはその他の報道機関の各代表者および複数の国の各国政府代表外交官は、これらの職業分類の下に正会員となる資格を有するものとする。但し、これらの代表者が組織規定に定められた資格条件を備えていることを要する。

**第10節 公職に就いている人**

一定の任期のあいだ選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。クラブの正会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き正会員としての身分を保持することができる。

**第11節 国際ロータリーの職員**

クラブは、国際ロータリーに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

## 第 6 条 職 業 分 類

**第1節 職業分類**

(a) 本クラブの各正会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。

(b) 本クラブの各正会員の職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。

- (c) 修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、その裁量によって、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

## 第2節 制限

正会員は、各職業分類から1名ずつとする。但し、2名以上の正会員が認められている3種の職業分類、すなわち、宗教、報道機関および外交官の職業分類並びにアディショナル正会員については、この限りでない。

## 第 7 条 出 席

### 第1節

本クラブの各会員はクラブ例会に出席しなければならない。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 本クラブの例会の定例の前の14日または後14日以内に、
- (i) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
  - (ii) 本クラブの指示によって、ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー村落共同隊、仮ローターアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー村落共同隊の例会に出席すること、または、
  - (iii) 国際ロータリー国際大会、規定審議会、国際協議会、国際ロータリー元並びに現役員のためのロータリー研究会、国際ロータリー理事会を代行する国際ロータリー会長の承認を得て招集された国際ロータリー元、現並びに次期役員のためのロータリー研究会、または国際ロータリー理事会の承認を得た他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、国際ロータリー委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、国際ロータリー理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
  - (iv) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
  - (v) 会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。
  - (vi) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトに出席すること。
- (b) 例会のときに、
- (i) 本節(a)項の(iii)に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
  - (ii) 国際ロータリーの役員または委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わってい



る場合。

- (iii) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (iv) 国際ロータリーに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (v) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、国際ロータリーまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。
- (vi) 本クラブ理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、本クラブの例会に出席できない場合。
- (vii) 会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

**第2節 メークアップの通知** 本条第1節(a)項の(ii)、(a)項の(iii)、(b)項に記述されているような場合、会員が自らクラブにその事実を報告すれば、それだけで出席とみなされるものとする。(a)項の(i)および(iv)に記述されているような場合、会員が自らその旨報告するか、または、訪問先のクラブ幹事が、通知を送ることができる。

**第3節 免除** 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) (i) 長期にわたる健康不良/傷害のため、または、ロータリー・クラブのない国に2週間以上滞在するため、例会出席が現実に不可能であり、理事会が、その欠席を承認している場合。
- (ii) ロータリー・クラブのない国に滞在していて欠席することを予定する場合、会員は、旅行に出発する前に、あるいは、出発前が不可能なら、その国から書面で、本クラブ幹事にその旨報告するものとする。このような欠席を承認する前に、理事会は、この旅行のため会員が本条第1節(a)項に従って欠席をメークアップできないことを確認するものとする。
- (b) シニア・アクティブ会員で、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。前述のカテゴリー(a)の(i)と(ii)に該当する会員の欠席は、その出席を免除されているなら、当該期間中クラブの出席記録に算入されない。前述のカテゴリー(b)に該当する会員は、クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席率の算出に使わない。

## 第 8 条

### 理事および役員

**第1節** 本クラブの管理主体は、本クラブの細則の定めるところによって構成される理事会とする。

**第2節** 別段の規定によってここに特に定められた場合を除き、あらゆるクラブの事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力を持つものとし、正当の理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。理事会はあらゆる役員決定およびあらゆる委員会の決定に対する提訴の裁定者となるものとする。理事会のいかなる決定についても、クラブに対して提訴することができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得

て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられなければならない。

**第3節** 本クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、本クラブ細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

#### **第4節**

1. 各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。
2. 会長は、本クラブの細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に理事会のメンバーとなり会長エレクトを務めるものとする。会長は、選挙により会長を務めることとなったロータリー年度の7月1日に就任し、会長として選挙された年度中、または後任者が選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。
3. 各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき正会員（アディショナル正会員を含む）、シニア・アクティブ会員、またはパスト・サービス会員のいずれかでなければならない。クラブ会長の任務と責務をより深く理解するために、会長エレクトはガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告しなければならない。

## **第 9 条**

### **入会金および会費**

本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員、およびパスト・サービス会員は、すべて入会金および年会費として、本クラブ細則の定める金額を納入しなければならない。但し、本クラブの正会員からシニア・アクティブ会員またはパスト・サービス会員になる者は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

## **第 10 条**

### **会員身分の存続**

#### **第1節 期 間**

会員身分は、次に定めるところによつて終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

#### **第2節 終結する場合**

- (a) 会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

- (i) 本人に落度がないのに他の事情により職業分類を失ってしまう正会員は、本クラブの理事会の決定によって、パスト・サービス会員に選ばれることができる。または、
  - (ii) 理事会の承認を得て正会員が本クラブの区域限界外に移転する場合、その移転して行く先の市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えてもらうことができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類の職業に現実に従事しており、かつ、引き続き出席その他すべてのロータリー会員たる条件を満たしていることが前提である。または、
  - (iii) クラブの区域限界外へ移転する正会員は理事会の承認を得て会員身分を保持出来る。但し、その会員は、同一職業分類の事業又は専門職務において依然として活動しており、ロータリー会員身分に伴う出席、その他すべての条件に引き続き従わなければならない。
  - (iv) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった正会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのロータリー会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) パスト・サービス会員が再び現実に事業または専門職務活動に復帰した場合、職業分類に空席があれば、自動的に正会員になるものとする。空席がなければ、パスト・サービス会員身分のままとする。
- (c) 名誉会員の会員身分は、本人が選挙された日の直後の6月30日をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会はその裁量により、決議をもって、毎年このような名誉会員身分を次年度に継続することができる。

### 第3節 再入会

正会員の会員身分が前提第2節の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

### 第4節 終結一会費不払

1. 所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、当該会員の会員身分は自動的に終結する。
2. このような元会員は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、理事会の裁量をもって、会員身分に復帰させることができる。但し、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

### 第5節 終結一欠席

- (a) 本クラブの名誉会員を除く会員は、
- (1) ロータリー年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。
  - (2) ロータリー年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が前記の規定通り出席出来ない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、自動的に終結するものとする。

- (b) 本クラブの名誉会員を除く他の会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、自動的に終結するものとする。会員が現国際ロータリー役員である場合、任期満了まで、所属クラブの例会出席を免除されるものとする。

#### 第6節 他の原因による終結

- (a) いずれの会員も、会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (b) 会員は資格条件を備えていても、理事会が十分と認める理由があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。
- (c) 前項(a)または(b)のいずれの場合も、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。
- (d) 会員身分を終結させる決定が行われた場合、幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。当該会員はかかる通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、本クラブに提訴するか、もしくは本定款第14条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべき本クラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。このようなクラブ例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、本クラブの全会員宛に与えられなければならない。そしてこのような提訴が審議される例会には、本クラブ会員のみが出席を許される。
- (e) 本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。
- (f) もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

#### 第7節 退会

いかなる会員も、本クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

#### 第8節 資産関与権—その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいか

なる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

## 第 11 条 地域社会、国家および国際問題

### 第 1 節

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、本クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

### 第 2 節

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

### 第 3 節

- (a) 本クラブは、政治的性質を持った世界問題または国際政策に関して、討議乃至見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 本クラブは、政治的性質を持った特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また、書状、演説、提案を配布してはならない。

### 第 4 節 ロータリーの発祥を記念して

1. 本クラブは、ロータリーの創立記念日に始まる特別祝賀週間の期間中、ロータリーの奉仕活動を強調しようとするものである。この週間は、毎年2月23日に始まる1週間で、世界理解と平和週間と呼称する。
2. この特別週間は、これまでの業績を振り返る機会となる一方、地域内と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く最適の機会となる。

## 第 12 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 本クラブが国際ロータリー理事会によって、国際ロータリー細則と合致する本条規定の適用を免除されていない場合、本クラブの正会員、シニア・アクティブまたはパスト・サービス会員となることを受諾することにより、その会員は、会員身分を保持する限り国際ロータリーの機関雑誌または国際ロータリー理事会から本クラブに対して指定されている地域的なロータリー雑誌を有料で購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期中途で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第 2 節 購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、国際ロータリーの事務局または国際ロータリー理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

## 第 13 条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、網領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかったことを理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

## 第 14 条 仲 介

会員身分の問題その他定款・細則の違反に関連して、もしくは会員のクラブからの除名に関連して、もしくはその他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、会員または元会員と本クラブまたは本クラブの役員または理事会とのあいだに起こった場合は、その問題は、仲介によって解決さるべきものとする。両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができる。仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達し得なかった場合の裁定人による決定が、最終であって、当事者すべてを拘束するものとする。

## 第 15 条 細 則

本クラブは、国際ロータリーの定款・細則（および地域管理が認められている場合には地域管理の手続規則）および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定めるところに従って時々改正することができる。

## 第 16 条 解 釈 の 仕 方

本クラブ定款の全部を通じて男性代名詞（he、his、him）又は女性名称が使われていたとしても、それは男女を含むものとする。

## 第 17 条 改 正

### 第1節 時

本条第4節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、国際ロータリー細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

### 第2節 提案者

本定款の改正は、本条第4節に定める場合を除き、クラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー審議会もしくは大会、規定審議会または国際ロータリー理事会のみが提案することができる。

### 第3節 手 続

1. 本定款を改正しようとする提案は、すべて規定審議会の開かれる年の前年の6月30日までに、

国際ロータリー事務総長の許に提出されなければならない。

2. 国際ロータリーの事務総長は、適法に提案されたすべての改正案の写しを、規定審議会が開かれる日の少なくとも120日前までに、各地区ガバナーに5部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。改正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。手続要覧の削除や追加の詳細を付した改定案の要旨は各クラブに送付するものとする。
3. 審議会は、適法に審議会に提案された改正案、並びに適法に審議会に提出されたその修正案を、ひとつひとつ審議して、これに対する採否の決定を行わなければならない。

第4節 本定款の第1条（名称）および第2条（区域限界）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、国際ロータリー理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。アディショナル・クラブ結成のための区域の割譲もしくは共有を拒否した決定を、地区ガバナーあるいは国際ロータリー理事会の指示により、再審議する場合、国際ロータリー細則2.020.4節に規定するように、3分の2の投票が前回の否決決議を支持するために必要である。

# 鹿児島西ロータリー・クラブ細則

## 第 1 条

### 理事および役員選挙

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は会員に対して、会長（次次年度）、副会長、幹事、会計および6名の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。もし指名委員会を設けるように決定されたならば、かかる委員会はクラブの定めるところに従って設置されなければならない。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載されて年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た6名の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。前記の投票によって選挙された会長は、その選挙のあと、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 選挙された役員および理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合してクラブ会員の中から会場監督を務める者を選任しなければならない。

第3節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

## 第 2 条

### 理 事 会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された6名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計および直前会長である。

## 第 3 条

### 役 員 の 任 務

#### 第1節 会長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て会長の任務とする。

#### 第2節 副会長（会長エレクト）

会長不在の場合は本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行なうことを以て副会長の任務とする。副会長は会長エレクトを兼ねる。

#### 第3節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員



会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもって国際ロータリー事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日より後にクラブ会員に選ばれた正会員、シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、国際ロータリー事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の直後地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告を国際ロータリーに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれを国際ロータリーに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

#### 第4節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回及びその他理事会の要求ある毎にその説明を行ない、その他通常その職に付随する任務を行なうにある。その職を去るに当たっては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者又は会長に引継がなければならない。

#### 第5節 会場監督

会場監督の任務は、通常その職に付随する任務及びその他会長又は理事会によって定められる任務とする。

## 第 4 条 会 合

#### 第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月に開催されるものとする。そしてこの年次総会において、次年度の役員及び理事の選挙を行わなければならない。

#### 第2節

本クラブの毎週の例会は水曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更又は例会の取消しはすべてクラブの会員全部に然るべく通告されなければならない。

本クラブの取締なき会員はすべて、名譽会員（又は標準クラブ定款第7条第3節の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席又は欠席が記録され、その出席は、本クラブ又は他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されなければならない。

#### 第3節

会員総数の3分の1を以て本クラブの年次総会及び例会の定足数とする。

#### 第4節

定例理事会は毎月第2週水曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認められた時又は理事会のメンバー2名の要求あるとき、会長によって召集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。

#### 第5節

理事会のメンバーの過半数を以て理事会の定足数とする。

## 第 5 条 入会金及び会費

### 第1節

入会金は35,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。

### 第2節

会費は年額190,000円とし、毎年2回7月及び1月の第4例会日までに納入すべきものとする。

### 第3節

途中入会者に対しては入会金全額、年会費は残存月額で納入すべきものとする。(1,000円未満は切り捨て)

## 第 6 条 採 決 の 方 法

本クラブの議事は、役員及び理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決を以て処理されるものとする。

## 第 7 条 委 員 会

### 第1節

(a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。

クラブ奉仕委員会

職業奉仕委員会

社会奉仕委員会

国際奉仕委員会

(b) 会長はまた、理事会の承認の下に、クラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕および国際奉仕について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。

(c) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会、および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事のなかから任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。

(d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

(e) 各委員会は本細則によって付託された職務および更にこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。

(f) 会長は、その必要ありと認めた場合、青少年活動の諸特定分野を担当する委員会を一つまたは二つ以上設置することができる。これらの委員会は、それぞれの責務によって職業奉仕委員会、社会奉仕委員会のいずれか、あるいは、すべての所管するところとなる。可能かつ実際的である限り、1名または数名の委員を再任するか、または1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性を持たせる規定を設けるものとする。

## 第2節 クラブ奉仕委員会

- (a) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全部に対して責任を持ち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務を持つものとする。
- (b) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ奉仕の中の特定分野を担当する次の委員会を設置するものとする。

出席委員会  
会報雑誌委員会  
会員選考委員会  
会員増強委員会  
親睦委員会  
プログラム委員会  
広報委員会

次の委員会に毎年1名又は数名の委員を任命するものとする。

職業分類委員会  
ロータリー情報委員会

- (d) 会長は、会長エレクトまたは副会長に命じ、職業分類、会員選考、会員増強、ロータリー情報委員会の仕事を監督、調整させるものとする。
- (e) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ实际的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは1名または数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。
- (f) 職業分類委員会およびロータリー情報委員会は、各々3名以上の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を3年の任期をもって任命するものとする。本規定に基づく最初の任命は次の如く行うものとする：1名は1年、1名は2年、1名は3年の任期をもって、それぞれ任命する。
- (g) 会報雑誌委員会は、可能である限りクラブ会報編集および地元新聞または広告関係の会員を委員の中に含めなければならない。

## 第3節 社会奉仕委員会

- (a) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動の全部に対して責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会の委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

# 第 8 条 委員会の任務

## 第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がクラブ奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に

役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は委員会の定例会合に責任を持ち、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

**(a) 出席委員会**

この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること—これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる—を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席とを奨励し、全会員に出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのより良き奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。

**(b) 職業分類委員会**

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は、本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の問題について理事会と協議しなければならない。

**(c) 会員選考委員会**

この委員会は、会員に推薦されたすべての者を個人的の面から検討して、その人格、職業上および社会的地位並びに一般的な適格性を徹底的に調査しなければならない。そしてすべての申込に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

**(d) 会員増強委員会**

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するために適当な人物の氏名を理事会に推薦するよう積極的に努めなければならない。

**(e) 会報雑誌委員会**

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上をはかり、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員、および世界各地のロータリープログラムに関するニュースを伝えるべく努めなければならない。またこの委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起し、雑誌月間を主催し、クラブの例会プログラムにおいて毎月雑誌の簡単な紹介を手配し、新会員の教化に雑誌を利用することを奨励し、ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈し、図書館、病院、学校、その他の図書閲覧室のために国際奉仕並びにその他の特別講読を取り計らい、ニュース資料と写真を雑誌編集者に送り、その他のあらゆる方法によって雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々に役立てるものとする。

**(f) 親睦委員会**

この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社交的諸活動への参加を会員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

**(g) プログラム委員会**

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければ

ならない。

**(h) 広報委員会**

この委員会は、(1) 広く一般世間に、ロータリー、その歴史、綱領および規模に関する情報を提供し、そして(2) 本クラブのために適切な宣伝を行なう方策を考案しこれを実施するものとする。

**(i) ロータリー情報委員会**

この委員会は、会員候補者にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、規模、活動に関する情報を提供し、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

**(j) ロータリー賞推薦委員会**

この委員会は、本クラブの制定するロータリー賞を授与すべき者を選考し、これを理事会に推薦する。この選考はロータリー精神に則って地域社会に奉仕するロータリアン以外の未だこのような賞を受けたことのない者の中から行う。

**第2節 職業奉仕委員会**

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げる上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの職業奉仕活動に責任を持ち、職業奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**(a) ボランティア委員会**

この委員会は地域社会におけるボランティア活動の推進とボランティア精神の啓蒙活動を行う。

**第3節 社会奉仕委員会**

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの社会奉仕活動に責任を持ち、社会奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**第4節 新世代委員会**

この委員会は、青少年の特殊性に鑑み青少年がその業務を遂行するよう指導し、援助する方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの新世代への奉仕活動に責任を持ち、新世代への奉仕の諸特定分野について任命されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

**(a) ローターアクト委員会**

この委員会は、ローターアクトに関する事項を担当する特定委員会でローターアクトクラブの会員が、地域社会に対する奉仕を通じて、指導力と善良なる市民精神を涵養し、国際理解と平和の運動を推進し、指導者としての資質と高い道徳水準の認識による、職業上の責任を促進する目的をもって、本クラブが提唱して結成するローターアクトクラブの育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

**(b) インターアクト委員会**

この委員会は、インターアクトに関する事項を担当する特定委員会で、インターアクトクラブの

会員が他人に対する思いやりと、家庭と家庭の重要性及び地域社会、国家及び世界情勢に関する知識を深め、奉仕と世界的友好精神で共に働く機会を与える目的を以て、本クラブが提唱して結成するインターアクトクラブ育成発展のために指導と援助を与えるものとする。

#### 第5節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行する上に役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。この委員会の委員長は本クラブの国際奉仕活動に責任を持ち、国際奉仕の諸特定分野について設置されるあらゆる委員会の仕事を監督しこれを調整するものとする。

#### 第6節 ロータリー財団委員会

この委員会は、ロータリー財団に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進する上に役立つ方策を考案しこれを実施するものとする。

#### 第7節 米山記念奨学会委員会

この委員会はロータリー米山記念奨学会に関する情報を広め、かつこれに対する支援を促進することに努めるものとする。

### 第 9 条

#### 出席義務規定の免除

理事会に対し書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。

### 第 10 条

#### 財 務

第1節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節 すべての勘定書は役員2名の署名する伝票に基づき、会計の署名する小切手又は銀行振込もしくは現金を以て支払わるべきものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回公認会計士又は他の有資格者によって全面的な監査が行なわれなければならない。

第3節 資金を預り或いはこれを取扱う役員は、本クラブの資金の安全保管のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、会費徴収の目的のためにこれを7月1日より12月31日に至る期間及び1月1日より6月30日に至る期間の2半期に分けるものとする。国際ロータリーに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日及び1月1日にそれぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行なわるべきものとする。

第5節 各会計年度の初めに理事会は、その年度の収支の予算を作成し、又は作成せしめなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目毎に支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りでない。

### 第 11 条

#### 会員選挙の方法（すべての会員身分について）

第1節 本クラブの正会員、シニア・アクティブ会員もしくはパスト・サービス会員によって推薦された会員候補者氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節 理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認をまたは不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節 理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員（推薦された会員身分の種類を含む）の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類（正会員の場合）をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節 被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、その人は、名誉会員でないなら、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあつたにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は、名誉会員でないなら、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式とオリエンテーションを行い、クラブ幹事は当該会員に対して会員証を発行し、その決定を国際ロータリーに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は、入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、当該新会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

## 第 12 条 決 議

第1節 事の如何を問わず本クラブを拘束する決議又は提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議又は提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

## 第 13 条 議 事 の 順 序

開 会 宣 言  
来訪ロータリアンの紹介  
来信及び告示事項  
委員会報告（もしあれば）  
審議未終了議事  
新 規 議 事  
スピーチその他のプログラム

## 閉 会

### 第 14 条 改 正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款及び国際ロータリーの定款及び細則と背馳する如き改正又は条項追加を本細則に対して行なうことはできない。

#### (付 則)

1. この細則は平成11年1月1日から実施する。



## 鹿児島西ロータリークラブ慶弔規定

第 1 条 この規定は、鹿児島西ロータリークラブ会員・家族に対する慶弔並びに見舞いについて定める。

第 2 条 この規定は、慶弔並びに見舞いの事実発生の日から1カ月以内に、当該会員・家族又はその事実を知った他の会員・家族からクラブ会長に届出のあったものに限り適用する。

第 3 条 この規定で定める慶弔並びに見舞いは、会長又は副会長、幹事及び親睦委員長の三者で実施するものとする。

但し、差支えある場合は、夫々代行者を以て、之に代え、若しくは、その内二者で代行しても差支えない。

第 4 条 会員が叙勲、褒章（県民表彰、南日本文化賞授章）等を受けた場合、その他会員の身辺に特に慶事があった場合は、クラブから¥5,000相当の御祝いをする。

第 5 条 会員が、療養1カ月以上を要する傷病にかかった場合は、クラブから¥5,000相当のお見舞いをする。

第 6 条 会員の住居又は職場が火災・風水害その他不慮の災害により著しい被害を受けた場合は、実情により、クラブから慰問又はお見舞いをする。

前項の裁量はクラブ会長が行う。

第 7 条 会員・家族が死亡した場合は、次の区分によりクラブからお悔みをする。

1. 会 員 ¥10,000と 20,000相当のお花
2. 夫 人 ¥10,000
3. 父母又は子女 ¥ 5,000

前1.2項の場合は、最も近い例会日に於て黙とうを捧げて弔意を表わすものとする。

第 8 条 当クラブと特に縁故が密接な者又はその家族に対する慶弔若しくは見舞いについては前各条に準じて、会長が理事会に諮り、その都度これを定める。

第 9 条 会員個々に行う慶弔又は見舞い等は自由である。

第 10 条 本規定は、毎年7月中に会長が理事会に諮り、改正することができる。

第 11 条 本規定は、昭和52年12月8日より実施する。

平成7年7月5日改正

# 鹿児島西ロータリークラブ奨学金制度要綱

## (目的)

第1条 この制度は、ロータリー創立75周年記念事業の青少年奉仕事業として高校生を対象とし奨学金を給付し、その健全な育成に寄与することを目的とする。

## (基金)

第2条 奨学金の基金として当初は「鹿児島西ロータリークラブ」の諸積立金の内、500万円を充当し、遂次基金の増額に努め奨学金制度の拡大充実に努める。

## (基金の運用)

第3条 基金は諸金融機関へ預託し、その利息を奨学金に当てる。

## (奨学金の給付対象)

第4条 当初は奨学金の給付対象を鹿児島西ロータリークラブの「インターアクトクラブ」の高校である鶴丸高等学校、鹿児島高等学校在学の経済的援助を必要とする母子家庭の子弟、交通遺児及び学校長が特に必要とする者である生徒とする。

但し、基金の充実に伴いその対象を拡大する。

## (奨学金の給付金額及び対象人数)

第5条 当初は月額1万円とし、対象人数は6名を限度とする。但し、基金の充実に伴い金額、対象人数を増加する。

## (奨学金給付者の選考)

第6条 奨学金給付者は、毎年4月各学校より推薦された者の中から「インターアクトクラブ」委員会で選考し、理事会に奨学金給付候補者名簿を提出、理事会で決定する。

## (その他)

第7条 其の他必要な事項は理事会に於て決定する。

## (附則)

第8条 本要綱は昭和55年4月1日より実施する。

本要綱は平成 年 月 日より改正実施する。

## 2000～2001年度 鹿児島西RC決算書

(単位 円)

収入の部	平成12年度予算額	平成12年度決算額	差 異
前年度繰越金	5,849,168	5,849,168	
年会費	19,000,000	18,635,000	365,000
雑誌代 (Rの友)	252,000	247,380	4,620
入会金	420,000	210,000	210,000
財団寄付金 (入会時)	14,400	6,550	7,850
ビジター会食費	233,700	218,500	15,200
家族会会費	500,000	495,000	5,000
雑収入	10,000	57,007	△ 47,007
特別基金収入	1,000,000	990,000	10,000
<b>収入合計</b>	<b>27,279,268</b>	<b>26,708,605</b>	<b>570,663</b>

支出の部			
<b>事務局関係</b>			
人件費	2,700,000	2,695,980	4,020
退職給与準備金	0	0	0
通信費	450,000	426,699	23,301
事務用品費	250,000	134,589	115,411
印刷費	750,000	646,590	103,410
厚生福利費	50,000	47,587	2,413
交通費	250,000	215,440	34,560
図書費	10,000	0	10,000
<b>小計</b>	<b>4,460,000</b>	<b>4,166,885</b>	<b>293,115</b>
<b>委員会関係</b>			
SAA	10,000	0	10,000
クラブ奉仕	10,000	2,000	8,000
会員増強	10,000	3,000	7,000
会員選考	10,000	0	10,000
職業分類	10,000	0	10,000
出席	100,000	107,100	△ 7,100
親睦	1,600,000	1,890,132	△ 290,132
R情報	500,000	224,363	275,637
会報雑誌	1,200,000	1,015,026	184,974
プログラム	200,000	114,203	85,797
広報	120,000	106,029	13,971
職業奉仕	60,000	39,875	20,125
ボランティア	10,000	0	10,000
社会奉仕	500,000	344,887	155,113
新世代	100,000	10,000	90,000
RA	600,000	1,556,350	△ 956,350
IA	400,000	295,855	104,145

委員会関係 (続き)			
国際奉仕	500,000	495,026	4,974
R財団	10,000	0	10,000
米山	10,000	9,700	300
R賞推薦	110,000	107,875	2,125
小計	6,070,000	6,321,421	△ 251,421
RI関係			
人頭分担金	420,000	364,875	55,125
7/1～9/30入会者比例分担金	5,250	4,637	613
1/2～33/1入会者比例分担金	5,250	0	5,250
R財団寄付 (入会時)	14,400	6,550	7,850
R財団寄付	600,000	570,000	30,000
Rの友購読料	252,000	241,920	10,080
規定審議会分担金(前期のみ)	12,000	10,070	1,930
米山記念奨学金(普通寄付金)	300,000	299,300	700
小計	1,608,900	1,497,352	111,548
地区関係			
地区活動資金	405,000	390,750	14,250
G会運営協力会	20,000	19,300	700
R文庫運営協力金	30,000	28,950	1,050
青少年交換資金	20,000	19,000	1,000
世界社会奉仕資金	60,000	57,900	2,100
GSE資金	100,000	96,500	3,500
青少年活動資金(ライラ)	86,000	81,880	4,120
RA活動資金	60,000	57,900	2,100
IA活動資金	30,000	28,950	1,050
G事務所費	220,000	212,300	7,700
Gノミニー事務所費	50,000	47,500	2,500
月信購読費	180,000	173,700	6,300
地区大会分担金	500,000	475,000	25,000
地区協議会費			
RI大阪大会準備金	200,000	193,000	7,000
小計	1,961,000	1,882,630	78,370
その他			
会議費	300,000	335,337	△ 35,337
会食費	6,000,000	5,270,357	729,643
雑費	1,000,000	1,169,707	△ 169,707
備品費	400,000	0	400,000
特別基金	1,000,000	990,000	10,000
地区協議会費	200,000	160,000	40,000
地区大会費用	10,000	490,000	△ 480,000
提唱RC(加世山RC等)との交流	250,000	108,900	141,100
小計	9,160,000	8,524,301	635,699
予備費(差引残高)	4,019,368	4,316,016	△ 296,648
支出合計	23,259,900	22,392,589	867,311

(注) 差異の△は予算超過額を示す。

## 2000～2001年度鹿児島西RC決算書

### (特別会計)

(単位 円)

費 目	平成12年度予算	平成12年度決算	差 異
-----	----------	----------	-----

ニコニコBOX 寄付金積立金			
<b>収入の部</b>			
前年度繰越金	3,792,743	3,792,743	
寄付金収入	1,600,000	1,900,000	△ 300,000
雑収入	1,000	2,385	△ 1,385
収入合計	5,393,743	5,695,128	△ 301,385
<b>支出の部</b>			
西RC奨学金へ繰入れ	720,000	720,000	
支出合計	720,000	720,000	
繰越予定額	4,673,743	4,975,128	△ 301,385

西ロータリークラブ奨学金			
<b>収入の部</b>			
前年度繰越金	9,322,580	9,322,580	
雑収入	20,000	11,216	8,784
ニコニコBOX寄付金積立金より繰入	720,000	720,000	
収入合計	10,062,580	10,053,796	8,784
<b>支出の部</b>			
奨学金	720,000	720,000	
通信費	10,000	5,040	4,960
支出合計	730,000	725,040	4,960
繰越予定額	9,332,580	9,328,756	3,824

特別積立金			
<b>収入の部</b>			
前年度繰越金	7,755,697	7,755,697	
特別基金負担金	1,000,000	990,000	10,000
雑収入	10,000	9,371	629
積立金総額	8,765,697	8,755,068	10,629

(注) 差異の△は予算超過額を示す。

# 財 産 目 録

平成13年6月30日

## 資 産 の 部

区 分	内 訳	金 額	備 考
預 金	南日本銀行(普通) 口座番号 20709	円 4,316,016	一般会計
預 金	" (普通) 493160	4,975,128	ニコニコ寄付金
預 金	" (定期)	9,300,000	西ロータリー奨学金
預 金	" (普通) 181591	28,756	"
預 金	" (定期)	8,700,000	記念行事特別基金
預 金	" (普通) 368438	55,068	"
合	計	27,374,968	

# 監 査 報 告 書

平成13年7月13日

鹿児島西ロータリークラブ

会長 山元正明 殿

公認会計士 中 村 一 雄

私は鹿児島西ロータリークラブの2000年7月1日より2001年6月30日に至る年度の一般会計及び特別会計の収支決算書並びに財産目録について監査をしました。

その結果会計の処理は適正に行われており、上記の計算書類は当クラブの収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めました。

## 2001～2002年度 鹿児島西RC予算案

(単位 円)

収入の部	2000～2001年度予算					2001～2002年度予算				
	金額	割当	会員数	レト、回	単位	金額	割当	会員数	レト、回	単位
前年度繰越金	5,849,168					4,316,016				
年会費	19,000,000	95,000	100	2	回	18,050,000	95,000	95	2	回
雑誌代 (Rの友)	252,000	1,260	100	2	回	239,400	1,260	95	2	回
入会金	420,000	35,000	12	1	回	420,000	35,000	12	1	回
財団寄付金 (入会時)	14,400	\$10	12	120	円	15,000	\$10	12	125	円
ビクター会食費	233,700	1,900	3	41	週	233,700	1,900	3	41	週
家族会会費	500,000	5,000	100	1	回	480,000	5,000	80	1	回
雑収入	10,000					910,000				
特別基金収入	1,000,000	5,000	100	2	回	950,000	5,000	95	2	回
<b>収入合計</b>	<b>27,279,268</b>					<b>25,614,116</b>				

支出の部	2000～2001年度予算					2001～2002年度予算				
	金額	割当	会員数	レト、回	単位	金額	割当	会員数	レト、回	単位
<b>事務局関係</b>										
人件費	2,700,000					2,800,000				
退職給与準備金	0					0				
通信費	450,000					450,000				
事務用品費	250,000					250,000				
印刷費	750,000					750,000				
厚生福利費	50,000					50,000				
交通費	250,000					250,000				
図書費	10,000					10,000				
<b>小計</b>	<b>4,460,000</b>					<b>4,560,000</b>				
<b>委員会関係</b>										
SAA	10,000					10,000				
クラブ奉仕	10,000					10,000				
会員増強	10,000					10,000				
会員選考	10,000					10,000				
職業分類	10,000					10,000				
出席	100,000					100,000				
親睦	1,600,000					1,600,000				
R情報	500,000					500,000				
会報雑誌	1,200,000					1,200,000				
プログラム	200,000					200,000				
広報	120,000					130,000				
職業奉仕	60,000					60,000				
ボランティア	10,000					10,000				
社会奉仕	500,000					500,000				
新世代	100,000					100,000				
RA	600,000					600,000				
IA	400,000					400,000				
国際奉仕	500,000					500,000				
R財団	10,000					10,000				
米山	10,000					10,000				
R賞推薦	110,000					150,000				
<b>小計</b>	<b>6,070,000</b>					<b>6,120,000</b>				



(単位 円)

支出の部	2000～2001年度予算						2001～2002年度予算					
	金額	割当	会員数	レト、回	単位	金額	割当	会員数	レト、回	単位		
<b>RI関係</b>												
人頭分担金 前、後期2回	420,000	\$17.50	100	120	円	415,625	\$17.50	95	125	円		
7/1～入会者比例分担金	5,250	\$8.75	5	120	円	6,562	\$8.75	6	125	円		
1/2～入会者比例分担金	5,250	\$8.75	5	120	円	6,562	\$8.75	6	125	円		
R財団寄付(入会時)	14,400	\$10.00	12	120	円	15,000	\$10.00	12	125	円		
R財団寄付	800,000	500	100	12	回	570,000	500	95	12	回		
Rの友購読料	252,000	1,260	100	2	回	239,400	1,260	95	2	回		
規定審議会分担金(前期/)	12,000	\$1.00	100	120	円	11,875	\$1.00	95	125	円		
米山記念奨学金(普通寄付)	300,000	1,500	100	2	回	285,000	1,500	95	2	回		
<b>小計</b>	<b>1,608,900</b>					<b>1,550,024</b>						
<b>地区関係</b>												
地区活動資金	405,000	4,050	100	1	回	371,450	3,910	95	1	回		
G会運営協力会	20,000	100	100	2	回	19,000	100	95	2	回		
R文庫運営協力会	30,000	150	100	2	回	28,500	150	95	2	回		
青少年交換資金	20,000	200	100	1	回	9,500	100	95	1	回		
世界社会奉仕	60,000	300	100	2	回	38,000	200	95	2	回		
GSE資金	100,000	500	100	2	回	95,000	500	95	2	回		
青少年活動資金(ライ)	86,000	860	100	1	回	95,000	500	95	2	回		
RA活動資金	60,000	300	100	2	回	57,000	300	95	2	回		
IA活動資金	30,000	150	100	2	回	28,500	150	95	2	回		
G事務所費	220,000	1,100	100	2	回	209,000	1,100	95	2	回		
G/ミニ事務所費	50,000	500	100	1	回	76,000	800	95	1	回		
G月信購読費	180,000	900	100	2	回	171,000	900	95	2	回		
地区大会分担金	500,000	5,000	100	1	回	475,000	5,000	95	1	回		
2004年国際大会準備金	200,000	1,000	100	2	回	190,000	1,000	95	2	回		
米山運営協力金	0	0	0	0	回	9,500	100	95	1	回		
日本国際博覧会協力金	0					95,000	1,000	95	1	回		
<b>小計</b>	<b>1,961,000</b>					<b>1,967,450</b>						
<b>その他</b>												
会議費	300,000					300,000						
会食費	6,000,000					6,000,000						
雑費	1,000,000					1,000,000						
備品費	400,000					400,000						
特別基金	1,000,000					950,000	10,000	95				
地区協議会費	200,000					650,000	10,000	65				
地区大会費用	10,000					500,000	バス他					
提唱RC(加世田RC)との交流	250,000					200,000	バス他					
<b>小計</b>	<b>9,160,000</b>					<b>10,000,000</b>						
<b>支出合計</b>	<b>23,259,900</b>					<b>24,197,474</b>						
<b>差引残高(予備費)</b>	<b>4,019,368</b>					<b>1,416,642</b>						

## 2001～2002年度鹿児島西RC予算書

### (特別会計)

(単位 円)

費 目	2000～2001年度予算	2001～2002年度予算
<b>ニコニコBOX 寄付金積立金</b>		
<b>収入の部</b>		
前年度繰越金	3,792,743	4,975,128
寄付金収入	1,600,000	1,600,000
雑収入	1,000	1,000
<b>収入合計</b>	<b>5,393,743</b>	<b>6,576,128</b>
<b>支出の部</b>		
西RC奨学金へ繰入れ	720,000	720,000
40周年事業へ		3,000,000
<b>支出合計</b>	<b>720,000</b>	<b>3,720,000</b>
<b>繰越予定額</b>	<b>4,673,743</b>	<b>2,856,128</b>
<b>西ロータリークラブ奨学金</b>		
<b>収入の部</b>		
前年度繰越金	9,322,580	9,328,756
雑収入	20,000	20,000
ニコニコBOX寄付金積立より繰越	720,000	720,000
<b>収入合計</b>	<b>10,062,580</b>	<b>10,068,756</b>
<b>支出の部</b>		
奨学金	720,000	720,000
通信費	10,000	10,000
<b>支出合計</b>	<b>730,000</b>	<b>730,000</b>
<b>繰越予定額</b>	<b>9,332,580</b>	<b>9,338,756</b>
<b>特別積立金</b>		
<b>収入の部</b>		
前年度繰越金	7,755,697	8,755,068
特別積立金負担金	1,000,000	940,000
雑収入	10,000	10,000
<b>収入合計</b>	<b>8,765,697</b>	<b>9,705,068</b>
<b>支出の部</b>		
40周年事業へ	0	5,000,000
<b>支出合計</b>	<b>0</b>	<b>5,000,000</b>
<b>繰越予定額</b>	<b>8,765,697</b>	<b>4,705,068</b>

# 職業分類表

(充填・未充填一覧表)

2001年7月



鹿児島西ロータリークラブ

# 充填及び未充填職業分類表

2001年7月

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
1	農 機 具 工 業	31	園 芸
2	農	32	ホテル・リゾート及びレストラン
3	冷 暖	33	施 設 及 び 病 院
4	畜 産	34	保 健
5	団 体	35	鉄 鋼 業
6	自 動 車 工 業	36	宝 石 ・ 貴 金 属
7	酒 精 飲 料	37	洗 濯 及 び 装 置
8	清 涼 飲 料	38	法 律
9	放 送	39	皮 革 工 業
10	建 築 材 料	40	機 械 及 び 装 置
11	ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス	41	動 物 性 食 品
12	化 学 工 業	42	医 療 器 具 及 び 機 械
13	被 服 工 業	43	医 師
14	通 信 事 業	44	薬 劑 師
15	菓 子 業	45	金 属 工 業
16	建 設 業	46	鋁 油 工 業
17	綿 業	47	楽 器 用 品
18	衣 料 及 び 雑 貨	48	事 務 用 品
19	教 育	49	光 学 製 品
20	電 気 及 び 電 子 工 業	50	塗 料 及 び 装 飾
21	金 融	51	紙 工 業
22	芸 術	52	写 真
23	消 防 及 び 防 火	53	物 理 療 法
24	漁 業	54	印 刷 及 び 出 版
25	食 品 工 業	55	宣 伝
26	植 物 性 食 品	56	不 動 産 業
27	家 具 及 び 備 品	57	リ ク リ エ ー シ ョ ン
28	ガ ス 工 業	58	冷 凍
29	ガ ラ ス 工 業	59	宗 教
30	金 物	60	ゴ ム 工 業

番号	関 連 分 類	番号	関 連 分 類
61	船 舶 及 び 航 海 用 具	66	車 輛 工 業
62	絹 業	67	上 下 水 道 及 び 灌 漑
63	石 材 工 業	68	木 材 工 業
64	倉 庫	69	羊 毛 工 業
65	運 輸	70	サ ー ビ ス 業

関連分類 70種（内充填26種，未充填44種）

分 類 128種（内充填50種，未充填78種）

会員総数 91名

内 訳 正 会 員 50名

アディショナル会員 0名

シニア・アクチブ会員 41名

パスト・サービス会員 0名

### 〈名 誉 会 員〉 4名

会 員 名	元 職 業 分 類	勤 務 先
鮫 島 志 芽 太	単 科 大 学	鹿児島国際大学
福 田 敏 之	民 間 放 送	(株)南日本放送
池 田 廣	放 射 線 科 医	池田放射線科診療所
平 岡 禎 吉	社 会 教 育	

## 職 業 分 類 表

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会	勤務先
1	農機具工業					
2	農芸					
3	冷暖房	冷暖房配布 空調機	玉利賢介	(有)南日本化学洗淨		
4	畜産業					
5	団体	社会教育				
6	自動車工業	自動車修理 自動車部品製造 国産車販売	藤井洋三	鹿児島日産自動車(株)	佐伯壽郎 水淵清治	ネットヨタ鹿児島(株) 水淵産業(株)
7	酒精飲料	酒類配布				
8	清涼飲料					
9	放送	民間放送	桐明桂一郎	(株)鹿児島放送		
10	建築材料	セメント配布 産業機械配布	町田 猛	(株)垂水生コン	江夏 洋	(株)ニットク

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
11	ビジネスサービス	公認会計士 税理士 社会保険労務士	徳留忠敬	徳留(忠)岩元会計事務所	中村一雄 森永茂樹	中村公認会計士事務所 森永労務管理事務所
12	化学工業	家庭薬配布			村田和雄	(株)ムラタ薬品
13	被服工業					
14	通信事業	通話事業 通信事業 情報サービス	福島徹郎 江口清隆	NTT-ME九州 アイ電子工業(株)		
15	菓子	和菓子製造			岩田泰一	(名)明石屋菓子店
16	建設業	道路建設 請負業 コンクリート建築 建築設計  港湾建設 建築 建築コンサルタント 土木 プレハブ建築 商業建築 建設設備 技能者訓練 商店建築業 管工事	須田正己  諏訪園 隆  田崎一郎 有馬 戦 男  中村英幸 川畑宏二	(株)須田建設工業  坂本建設(株)  ダイワ新建(株) 太陽熱温水器(株)  旭工業(株)	木治屋克己 上原 満 三反田 藤 男	五十鈴建設工業(株) (有)双建設事務所 (有)三反田藤男設計事務所

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ会員	勤務先
17	綿業	綿製品配布			岩元基	(株)カクイックス
18	衣料及び雑貨	百貨店 衣料配布 雑貨配布			榎田浩典 桜美義明	(有)エノキダ洋服店
19	教育	外国語教育 高等学校 美術教育 音楽教育 木工学道 古武	南徹 庵木英雄	ID外語学院	海江田卓 松田健一	放送作家 鹿児島大学教育学部
20	電気及び電子工業	電気	山田晴彬	山田電気(株)		
21	金融	商業銀行 外国為替銀行 短期金融 地方金融 証券引受 証券業 相互銀行 証券取引業 普通銀行	宮村敏郎 串間新一郎 井倉潤 山本広明 森俊英	鹿児島銀行武町支店 さくら銀行鹿児島支店 福岡銀行鹿児島支店 大和証券鹿児島支店 (株)南日本銀行	岩元紀彦	(株)南日本銀行
22	芸術					
23	消防及び防火					



番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会	勤務先
24	漁業	水産物配布	竹下 洋	(株)竹下清蔵商店		
25	食品工業	砂糖配布 小麦粉配布 種子麴製造配布 食料品配布 中華材料配布 醸造 漬物製造 食品製造 健康食品	藤安秀一 中園雅治 田畑 勇	藤安醸造(株) (株)中園久太郎商店 ケービー食品(株)	高井敏治 山元正明	(株)タカイ 河内源一郎商店(株)
26	植物性食品	青果配布	大山康成	鹿児島青果		
27	家具及び備品					
28	ガス工業	液化圧縮ガス配布			田中寛吉	アポロホームガス南九州(株)
29	ガラス工業	ガラス配布			小園正人 福田一郎	(株)小園硝子商会 福田ガラス工業(株)
30	金物					
31	園芸					
32	ホテル・ リゾート及び レストラン	ホテル(洋式) ホテル(日本式) 料理店(中華) 酒房	正建二郎 池田千明	(株)正商店 味のずぼら屋	小山幸義	(株)鶴鳴館

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ会員	勤務先
33	施設及び病院	公立病院 私立病院 身障者施設 老人保健施設	樋渡良一	土橋病院	福田正臣 水流洋	清風病院 社会福祉法人ゆうかりゆうかり学園
34	保 險	火災保険 生命保険 団体保険 ガン保険	佐藤雅春	日本生命鹿児島支社	松田忠臣	九州保険サービス(株)
35	鉄 鋼 業					
36	宝石・貴金属					
37	洗濯及び染色	クリーニング リネンサプライ	中嶋健	(有)第一ドライ	山下健	(株)鹿児島ドライ
38	法 律	民事弁護士 商事弁護士 公証人	染川周郎 福元紳一 秋月宗近	染川法律事務所 福元法律事務所 鹿児島公証人合同役場	竹下威	染川法律事務所
39	皮 革 工 業					
40	機械及び装置					
41	動物性食品	アイスクリーム製造			玉川哲生	セイカ食品(株)
42	医療器具及び機械	医療機械配布				

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会員	勤務先
43	医 師	胃腸科医 内科医  矯正歯科 歯科医 口腔外科医 小児歯科医 皮膚泌尿器科医 耳鼻咽喉器医 産婦人科医 整形外科医 放射線科医 外科医 循環器科医 医療法人 眼科医 小児科医	濱田悦郎              長柄英男 鉦之原大助 有村仁志 鮫島信一	城西歯科クリニック              植村病院 医療法人卓翔会市比野記念病院 有村眼科医院 鮫島小児科医院	小田代 憲一 高山 義則 太原 春雄  山下 皓三 野添 良隆  片平 可也    川平 建次郎 坂元 明雄	小田代病院 高山内科医院 紫原たはら病院  山下歯科 中央ビル野添歯科  片平皮膚泌尿器科    医療法人建星会川平クリニック 岩尾病院
44	薬 剤 師	調剤薬局	池田勝一郎	平和薬局		
45	金 属 工 業	金属工業				
46	鉾 油 工 業	製油配布			三角桂次郎	(株)ミスミ
47	楽 器 用 品					
48	事 務 用 品	事務用品配布 事務機	板木泰文	鹿児島メディア(株)		

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクティブ 会 員	勤務先
49	光学製品					
50	塗料及び装飾	装飾材料配布				
51	紙工業					
52	写真	写真配布				
53	物理療法					
54	印刷及び出版	書籍販売 印刷 新聞発行 道 学校図書出版販売 データプリントサービス	坂木貞剛 天本美信 加藤一徳	県庁書店 アジア印刷(株) (株)南日本新聞社	前田樹一郎	育英社(株)
55	宣伝	広告取扱 イベント企画 看板製造	深尾兼好	(株)シイツウ		
56	不動産	不動産鑑定				
57	レクリエーション	観光事業			古木圭介	グローバルユースビューロー
58	冷凍					
59	宗教	仏教 神道	岩切豊	松原神社	池口恵観	最福寺

番号	関連分類	分類名	正会員名	勤務先	シニア・アクチブ 会 員	勤務先
60	ゴム工業					
61	船舶及び航海用具					
62	絹業	絹製品製造 絹製品配布 生糸配布				
63	石材工業					
64	倉庫	倉庫業				
65	運輸	バス事業 タクシー業 海上運輸	西川明寛	(株)西川海陸運送	岩男秀彦	マリックスライン(株)
66	車両工業					
67	上下水道及び灌漑					
68	木材工業					
69	羊毛工業					
70	サービス業	防犯システム ビルディング管理 ビル清掃	若松喜八郎 日高好久 藤川毅	(株)セキュリティサービス (株)タイムリー (株)芙蓉商事		

# 会 員 名 簿

2001年7月



鹿児島西ロータリークラブ

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
	駿島 志芽太	名誉会員	鹿児島国際大学	講師					890-0054	荒田一丁目32-6	254-3700
	福田 敏之	名誉会員	(株)南日本放送	相談役	890-0051	高麗町5-25			890-0014	草牟田一丁目22-40	222-4586
	池田 廣	名誉会員	池田放射線科診療所	医師	890-0052	上之園町18-13	253-5665	285-1902	890-0052	同左	257-4526
	平岡 禎吉	名誉会員							890-0045	武三丁目24-16	254-1909
A	有馬 戦男	建設設備	太陽熱温水器(株)	代表取締役社長	890-0024	明和二丁目35-13	281-0039	282-0095	890-0024	明和二丁目27-2	281-7006
	天本 美信	印刷	アジア印刷(株)	常務取締役	890-0068	東郡元町15-6	251-2515	251-3089	892-0811	玉里団地2-40-22	229-3435
	秋月 宗近	公証人	鹿児島公証人合同役場	公証人	892-0816	山下町17-12	222-2817	222-2391	890-0056	下荒田一丁目38-31 ストークアブション鹿児島1205号	255-8871
	庵本 英雄	古武道	琢磨会鹿児島県支部 大東流合気柔術	支部長					891-0114	小松原2-41-3-313	269-5055
	有村 仁志	眼科医	有村眼科医院	院長	892-0827	中町10-5 2・3F	222-7885	226-5523	890-0016	新照院町33-13	224-5634
E	榎田 浩典	シニア・アクティブ (衣料配布)	(株)エノキダ洋服店	代表取締役社長	890-0053	中央町4-3	253-6966	253-6966	890-0053	同左	253-6965
	江口 清隆	通信事業	アイ電子工業(株)	代表取締役社長	890-0022	小野町3241-12	281-1101	281-1119	890-0044	常盤町647-9	281-1106

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
F	福田正臣	シニア・アクチブ (公立病院)	清風病院	顧問医	890-0066	真砂町73-20	257-1010	253-4552	892-0838	新屋敷町2-12 コンフォート鹿児島404室	223-2092
	福田二郎	シニア・アクチブ (ガラス配布)	福田ガラス工業(株)	代表取締役 社長	892-0873	下田町823-1	243-8518	243-8555	892-0873	同左	243-8518
	深尾兼好	イベント企画	(株) シ イ ツ ウ	代表取締役 社長	892-0847	西千石町17-30 相互ビル5F	225-2711	225-2715	890-0082	紫原七丁目9-10	257-1748
	藤安秀一	醸造	藤安醸造(株)	代表取締役 社長	891-0131	谷山港2-1-10	261-5151	262-1357	892-0823	住吉町6-20	224-1069
	藤川毅	ビル清掃	(株) 芙蓉商事	取締役	892-0823	住吉町1-3	222-3100	222-3104	890-0051	高麗町26-4-503	254-4126
	福元紳一	商事弁護士	福元法律事務所	所長	892-0828	金生町7-8-7F	225-0100	225-6636	890-0003	伊敷町7040-2 伊敷ニュータウン54街区2号	220-8600
	藤井洋三	国産車販売	鹿児島日産自動車(株)	代表取締役 社長	892-0847	西千石町7-5	223-8128	223-8110	890-0054	荒田1-46-7 オリビウス八幡1101号	206-5175
	福島徹郎	電話事業	(株) NTT-ME九州 鹿児島支店	支店長	892-0833	松原町3-4	227-9700	216-8104	890-0063	鴨池1丁目15-22 タートル鴨池3F	
H	樋渡良一	老人保健施設	土橋病院	院長	890-0046	西田一丁目16-1	257-5711	285-0327	890-0046	西田一丁目11-1 カーサ土橋201	253-8422
	鎌之原大助	医療法人	医療法人卓翔会 市比野記念病院	理事長	895-1203	薩摩郡樋脇町市比野 3079	0996-38-1200	0996-38-0715	890-0003	伊敷町7040-3 伊敷ニュータウン54街区3号	228-6883
	白鷺好久	ビルディング 管理	(株) タイムリー	代表取締役 社長	892-0837	甲突町28-2	224-6542	222-5473	890-0064	鴨池新町29-4-23	257-3747
	濱田悦郎	小児歯科	城西歯科クリニック	院長	890-0025	原良町1837	256-8274	256-8274	890-0003	伊敷町7208-21	229-8088
I	岩元基	シニア・アクチブ (綿製品配布)	(株) カクイックス	代表取締役 社長	891-0131	谷山港二丁目1-2	261-4111	262-0038	892-0846	加治屋町15-15	222-4454
	池口恵観	シニア・アクチブ (仏)	最福寺	法主	891-0133	平川町4850-1	261-2933	261-4755 253-2155	890-0082	紫原二丁目35-13	257-0852
	岩男秀彦	シニア・アクチブ (海上運輸)	マリックスライン(株)	代表取締役 社長	892-0823	住吉町15-11	226-6778	226-2126	892-0854	長田町25-4	222-8018



	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
I	岩元紀彦	シニア・アクチブ (普通銀行)	(株)南日本銀行	相談役	892-0816	山下町1-1	226-1111	224-3201	890-0082	紫原五丁目47-13	251-2866
	岩田泰一	シニア・アクチブ (和菓子製造)	(有)明石屋菓子店	代表社員	892-0828	金生町4-16	226-0431	224-1062	892-0847	西千石町2-13	224-0658
	板木泰文	事務機	鹿児島メディア(株)	代表取締役社長	891-1306	吉田町牟礼岡一丁目21-7	294-8011	294-8012	891-1306	吉田町牟礼岡1-41-2	294-8508
	池田勝一郎	調剤薬局	平和薬局	社長	890-0054	荒田2-74-2	253-9141	259-6065	890-0054	荒田2-74-2	253-9141
	岩切豊	神道	宗教法人松原神社	宮司	892-0833	松原町3-35	222-0343	223-5945	890-0014	草牟田一丁目23-41	223-8962
	池田千萌	酒房	味のすぼらや	店主	890-0045	武1-23-26	253-7589	256-1061	890-0045	同左	
	井倉潤	地方金融	福岡銀行鹿児島支店	支店長	890-0063	中央町15-23	253-1991	250-3621	890-0065	郡元3-13-1-402	252-1655
K	小山華義	シニア・アクチブ (ホテル・洋式)	(株)鶴鳴館	代表取締役社長	892-0842	東千石町8-3	223-2241	225-0679	892-0853	城山町3-24	224-0306
	小園正人	シニア・アクチブ (ガラス配布)	(株)小園硝子商会	代表取締役社長	891-0123	卸本町5-20	260-2345	260-2887	892-0871	吉野町9752	247-1787
	古木圭介	シニア・アクチブ (観光事業)	グローバルユース ビュースロー	専務取締役	892-0844	山之口町12-11	222-2175	223-1757	891-0103	皇徳寺台5-28-5	264-1566
	木治屋克巳	シニア・アクチブ (コンクリート建築)	五十鈴建設工業(株)	代表取締役社長	892-0854	長田町1-16	225-1511	225-1510	892-0871	吉野町2914-50	243-1511
	江夏洋	シニア・アクチブ (産業機械配布)	(株)ニットク	代表取締役社長	890-0073	宇宿二丁目1-26	252-2109	256-3989	890-0041	城西2-8-12	257-5018
	海江田卓	シニア・アクチブ (高等学校)		放送作家					890-0024	明和一丁目21-20	282-7088
	川平建次郎	シニア・アクチブ (放射線科医)	医療法人建屋会 川平クリニック	理事長	890-0046	西田2-7-16 第2エノキビル1F	256-5252	256-5061	890-0054	荒田二丁目64-18	254-1811
	片平可也	シニア・アクチブ (皮膚泌尿器科医)	片平皮膚泌尿器科	理事長	890-0063	鴨池一丁目10-6	253-7069	285-1918	890-0063	鴨池一丁目6-25	257-6206
	加藤一徳	新聞発行	(株)南日本新聞社	常務取締役	890-8603	与次郎1-9-33	813-5015	813-5016	892-0871	吉野町3216-58	244-6061
	桐明桂一郎	民間放送	(株)鹿児島放送(KKB)	副社長	890-0062	与次郎2-5-12	251-5111	254-5019	890-0056	下荒田1-38-3-1101	258-4505



	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
N	中村 一雄	シニア・アクチブ (公認会計士)	中村公認会計士事務所	所長	892-0853	城山町4-11	224-3562	224-7030	890-0013	城山一丁目26-14	222-3909
	野添 良隆	シニア・アクチブ (口腔外科医)	中央ビル野添歯科	院長	892-0844	山之口町1-10 中央ビル6F	224-5125	224-5126	890-0046	西田二丁目22-3	254-5970
	長柄 英男	循環器科	植村病院	院長	890-0003	伊敷町77	220-1730	228-9740	890-0003	伊敷町22-1	220-1730
	中村 英幸	商店建築業	㈱城山	代表取締役 社長	892-0834	南林寺町26-28	222-8925	225-7688	892-0834	同左	223-6703
	中嶋 健	クリーニング	㈱第一ドライ	代表取締役 社長	892-0842	東千石町2-31	222-1987	222-1615	892-0842	同左	223-9745
	中園 雅治	漬物製造	㈱中園久太郎商店	代表取締役 社長	891-0122	南栄2-10	268-8171	268-8175	890-0013	城山1-30-17	225-4514
	西川 明寛	海上運輸	㈱西川海陸運輸	代表取締役 社長	891-0122	南栄5丁目10-9	260-2101	269-9455	890-0024	明和1-25-2	282-9756
O	小田代 慈二	シニア・アクチブ (胃腸科)	医療法人恵徳会小田代病院	理事 院長	890-0054	荒田一丁目25-6	253-8111	257-9055	890-0054	同左	253-8111
	大山 康成	青果配布	鹿児島青果 ㈱	常務取締役	891-0115	東開町11-1	267-3111	269-5218	892-0806	池之上町3-23-102	247-6005
	大迫 剛	陸上運輸	㈱大迫運輸	専務取締役	890-0022	小野町5528-3	223-3326	223-3347	890-0032	西陵2-1-20	282-4705
S	佐伯 壽郎	シニア・アクチブ (自動車修理)	ネットヨタ鹿児島 ㈱	専務取締役	892-0835	城南町8-19	226-7000	226-7008	890-0044	常盤町929	258-3423
	三反田 藤男	シニア・アクチブ (建築設計)	㈱三反田藤男設計事務所	代表取締役 社長	892-0847	西千石町8-1 能勢ビル2F	225-3888	227-1725	892-0811	玉里団地二丁目29-10	229-5616
	須田 正己	コンクリート 建	㈱須田建設工業	代表取締役 社長	890-0034	田上二丁目35-5	257-9655	250-1829	890-0034	同左	256-2247
	坂元 明雄	シニア・アクチブ (外科医)	岩尾病院	理事長	892-0837	甲突町17-18	225-3838	225-3372	890-0082	紫原六丁目35-9	255-3228
	染川 周郎	民事弁護士	染川法律事務所	所長	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0056	同左	250-2233

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先 TEL	勤務先 FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
S	坂木 眞 剛	書籍販売	県庁書店	代表者	890-0064	鶴池新町10-1	259-1181	259-1181	890-0082	紫原一丁目12-2	253-3601
	諏訪 園 隆	建築	坂本建設(株)	代表取締役社長	892-0847	西千石町3-10	224-7111	227-0720	891-0103	皇徳寺台三丁目38-11	265-0607
	桜 美 義 明	シニア・アクチブ (雑貨配布)	(株)桜物産	代表取締役社長					890-0014	草牟田2-34-65	226-5320
	鮫 島 信 二	小児科医	医療法人・育成会 鮫島小児科医院	理事長	892-0844	山之口町5-19	224-2525	223-3351	892-0844	同左	224-2526
	佐藤 雅 春	生命保険	日本生命保険相互会社 鹿見島支社	支社長	890-0053	中央町11-5	255-1101	255-1107	890-0034	田上8-2-12-203	282-6445
T	高井 敏 治	シニア・アクチブ (砂糖配布)							892-0846	加治屋町5-21	223-6453
	太原 春 雄	シニア・アクチブ (内科医)	紫原たはら病院	院長	890-0082	紫原四丁目27-19	252-5233	250-0192	890-0082	同左	258-3788
	玉川 智 生	シニア・アクチブ (アイスクリーム製造)	セイカ食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町3200-7	284-8112	282-6610	890-0043	鷹師一丁目5-4	254-0475
	水 流 洋	シニア・アクチブ (身障者施設)	社会福祉法人ゆうかり園 ゆうかり学園	理事長	891-1201	岡之原町1005	243-0535	243-0520	891-1201	岡之原町956	244-0169
	田 中 寛 吉	シニア・アクチブ (液化圧縮ガス配布)	(株)田中商店	代表取締役社長	890-0011	玉里団地1-68-5			890-0011	玉里団地一丁目68-5	229-5249
	竹 下 蔵	シニア・アクチブ (公証人)	染川法律事務所	弁護士	890-0056	下荒田二丁目25-15	256-9922	251-3510	890-0075	桜ヶ丘八丁目20-18	265-7249
	高山 義 剛	シニア・アクチブ (内科医)	高山内科医院	院長	890-0065	郡元三丁目1-6	251-3275	251-3275	890-0063	鶴池二丁目17-7	257-1407
	竹 下 洋	水産物配布	(株)竹下清蔵商店	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目31-17	254-9121	252-4563	890-0054	同左	250-8767
	田 崎 一 郎	商業建築	(株)ダイワ新建	社長	892-0847	西千石町4-2 グリーンパークビル3F	222-2231	224-6343	899-2202	日置郡東市米町長里 860-11	274-4506
	玉 利 賢 介	空調機	南南日本化学洗淨	代表取締役社長	890-0054	荒田一丁目45-7	252-6636	258-6396	890-0054	同左	253-2160
	徳 留 忠 敏	税理士	徳留(忠)岩元会計事務所	会長	891-0115	東開町3-170	260-0100	260-0113	890-0043	鷹師2丁目5-5	257-3884
	田 畑 勇	食品製造	ケービー食品(株)	代表取締役社長	890-0033	西別府町2941-28	281-8415	281-8420	891-1201	岡之原町130	243-2287

	氏名	職業分類	勤務先	役職名	〒	勤務先住所	勤務先TEL	勤務先FAX	〒	自宅住所	自宅TEL
U	上原 満	シニア・アクチブ (建築設計)	(有) 双建設計事務所	代表取締役 社長	890-0044	常盤町340-1	282-0753	282-0771	890-0044	同左	282-0053
W	若松 喜八郎	防犯システム	(有) セキュリティサービス	代表取締役 社長	890-0045	武1-11-17	252-3881	252-3841	890-0034	田上五丁目1-28	254-9596
Y	山下 皓三	シニア・アクチブ (歯科医)	山下 歯科 院	院長	890-0053	中央町5-41	253-6943	253-6951	890-0053	中央町5-41第8ト ーカンマンション508号	256-0390
	山元 正明	シニア・アクチブ (種子麴製造配布)	河内源一郎商店 (有)	代表取締役 社長	892-0802	清水町13-27	247-2253	248-2440	892-0802	清水町13-3	247-4691
	山田 晴彬	電 気	山田電気 (有)	代表取締役 社長	890-0052	上之園町25-30	251-0965	251-0770	890-0052	上之園町25-30 山田電気ビル501号	252-2455
	山下 健	シニア・アクチブ (リネンサプライ)	(有) 鹿兒島ドライ	代表取締役 会長	890-0081	唐湊四丁目17-2	253-1234	253-1237	899-2503	伊集院町妙田寺 1-69-12	273-6298
	山本 広明	証券引受	大和証券(有)鹿兒島支店	支店長	892-0828	金生町6-9	223-5141	223-8160	892-0847	西千石町7-33 エントピア西千石506	225-5591